

第⑤次

笠岡市障がい者福祉計画 笠岡市障がい福祉計画(第7期) 笠岡市障がい児福祉計画(第3期)

【障がい者福祉計画：令和6年度～令和11年度】
【障がい福祉計画・障がい児福祉計画：令和6年度～令和8年度】

障がいのある全での人が 住み慣れた地域で
自分らしく暮らせる福祉のまちづくり



はじめに

平成 25 年（2013 年）4 月に「障害者自立支援法」により改正された「障害者総合支援法」は、令和 4 年度（2022 年度）に改正され、障がい者等の地域生活の支援体制の充実のほか、障がい者等の希望する生活の実現や障がい者の多様な就労ニーズへの対応に伴う、「就労選択支援」の創設など、新たなサービス体制等について定められました。

また、令和 3 年（2021 年）4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が改正され、民間事業者での「障がい者への合理的配慮の提供」が令和 6 年（2024 年）4 月より義務化されます。

この間、笠岡市では、平成 30 年（2018 年）3 月に令和 5 年度（2023 年度）までの 6 年間を計画期間とした「第 4 次笠岡市障害者福祉計画」を、そして令和 3 年（2021 年）3 月には令和 5 年度（2023 年度）までの 3 年間を計画期間とした「笠岡市障がい福祉計画（第 6 期）」及び「笠岡市障がい児福祉計画（第 2 期）」を策定し、障がい福祉施策を推進してまいりました。

このたび、「障害者総合支援法」、「障害者差別解消法」及び「児童福祉法」の一部改正に加え、現行の計画の計画期間満了に伴い、「第 5 次笠岡市障がい者福祉計画」、「笠岡市障がい福祉計画（第 7 期）」及び「笠岡市障がい児福祉計画（第 3 期）」を一体的に策定いたしました。今後は、本計画の基本理念である「障がいのある全ての人が住み慣れた地域で自分らしく暮らせる福祉のまちづくり」の実現に向け、役所全体で取り組んでまいります。つきましては、市民の皆様をはじめ関係機関、関係団体等の方々と、連携と協働により、地域全体で障がい福祉施策を推進してまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました福祉施策審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民並びに関係者の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

令和 6 年 3 月

笠岡市長 小林 嘉文

目次

第1編 総論	1
第1章 計画の基本的な考え方	2
1 計画策定の目的	2
2 計画策定の考え方	5
3 計画の期間	7
4 計画策定体制	7
5 計画推進体制	8
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	9
1 総人口	9
2 身体障がいのある人の現状	10
3 知的障がいのある人の現状	12
4 精神障がいのある人の現状	14
5 アンケート調査結果	16
6 事業所調査結果	25
7 主な課題まとめ	31
第2編 第5次笠岡市障がい者福祉計画	33
第1章 計画の基本構想	34
1 基本理念	34
2 施策の推進目標	35
3 施策体系	37
第2章 各施策の基本的な考え方	38
1 理解と配慮の促進	38
2 地域生活支援の充実	44
3 社会参加の推進	51
4 雇用と就労	54
5 保健・医療の充実	57
6 障がいのある児童への支援	61
7 安心・安全な福祉のまちづくりの推進	67
第3編 障がい福祉計画（第7期）	71
第1章 前回計画の進捗状況	72
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	72
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	72
3 地域生活支援拠点等が有する機能の整備	73
4 福祉施設から一般就労への移行等	74
5 相談支援体制の充実・強化等	75
6 障がい福祉サービス等の質の向上	75

第2章 数値目標の設定	76
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	76
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	77
3 地域生活支援の充実.....	78
4 福祉施設から一般就労への移行等.....	79
5 相談支援体制の充実・強化等.....	81
6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築.....	82
第3章 障がい福祉サービスの実績及び見込量	83
1 障がい福祉サービスの内容.....	83
2 障がい福祉サービスの実績及び見込量.....	85
3 地域生活支援事業の実績及び見込量.....	88
第4編 障がい児福祉計画（第3期）	93
第1章 前回計画の進捗状況	94
1 障がい児支援の提供体制の整備等.....	94
第2章 数値目標の設定	95
1 障がい児支援の提供体制の整備等.....	95
2 障害児通所支援等の内容.....	96
3 障害児通所支援等の実績及び見込量.....	96
資料編	99
1 笠岡市福祉施策審議会条例.....	100
2 笠岡市福祉施策審議会 委員名簿.....	102
3 策定の経緯.....	103
4 用語集.....	104

※「障がい」の表記について

この計画の中には、「障害」と「障がい」の2つの表記があります。法令や条例等の名称、定義された固有名称等については「障害」と表記し、人を表す場合は「障がい」と表記しています。

第 1 編

総論

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

我が国では、平成18年（2006年）4月に障害者自立支援法が施行されて以降、障がい者福祉向上のための制度改革に向けた検討が進められてきました。平成23年（2011年）には、「障害者基本法」が改正され、障がいのある人の定義が見直され、障がいのある人の地域社会における共生や、障がいに対する差別の禁止が示されています。そして、平成25年（2013年）4月には、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」へと改正され、障がい福祉サービス等の対象となる人の範囲に難病等が加えられたほか、地域生活支援・就労支援への強化や障がいのある人の高齢化への対応など、新たなサービス体制等について定められました。その後、平成30年（2018年）には「障害者総合支援法」と「児童福祉法」の改正により、障がいのある人の地域における生活の維持・継続に向けた基幹相談支援センターの有効活用や地域生活支援拠点等の整備、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、就労定着に向けた支援、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みなどが進められてきました。令和4年（2022年）には「障害者総合支援法」のさらなる改正が行われ、障がい者等の地域生活の支援体制の充実や障がい者の多様な就労ニーズへの対応など、障がい者等の希望する生活を実現するためにより一層の支援の充実が求められています。

平成28年（2016年）4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、国の行政機関や地方公共団体での「障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止」や「障がい者への合理的配慮の提供」が義務化されました。令和3年（2021年）には「障害者差別解消法」が改正され、国や自治体だけでなく民間事業者にも合理的配慮の提供が義務付けられるなど、障がい者に対する差別解消の機運が高まっています。

令和5年（2023年）には、国において「障害者基本計画（第5次）」が策定され、障がい者本人が自分の意思で能力を最大限発揮し自己実現を可能とするための基本的な方向が示されました。

岡山県においては、これらの制度改革や障がいのある人を取り巻く環境の変化等に対応するため、令和3年度（2021年度）を計画期間の開始とする「第4期岡山県障害者計画」を策定し、障がい者施策の総合的な推進を図ることになっています。

笠岡市（以下、「本市」とする。）では、平成30年（2018年）3月に障がい者施策全般の基本計画となる「第4次笠岡市障がい者福祉計画」を策定し、令和3年（2021年）3月に障がい福祉サービス等の提供体制の確保について定める「笠岡市障がい福祉計画（第6期）」及び「笠岡市障がい児福祉計画（第2期）」（以下、「前回計画」とする。）を策定しました。

このたび、「障害者総合支援法」及び「障害者差別解消法」の一部改正などの社会情勢の変化に加え、「第4次笠岡市障害者福祉計画」と「笠岡市障がい福祉計画（第6期）」及び「笠岡市障がい児福祉計画（第2期）」の計画期間満了に伴い、「第5次笠岡市障がい者福祉計画」「笠岡市障がい福祉計画（第7期）」及び「笠岡市障がい児福祉計画（第3期）」を一体的に策定します（以下「本計画」と表記）。策定にあたっては、社会情勢や本市の障がいのある人を取り巻く現状の変化等を踏まえ、より実効性のある計画を目指し、障がいのある人とその家族が、地域で安心して生活できる基盤の整備を進めていきます。

◆これまでの障がい者に関する法制度改正等の動向◆

年	国の動き
平成 14 年 (2002 年)	●障害者基本計画（第 2 次）の策定
平成 15 年 (2003 年)	◆支援費制度の発足 ・当事者の選択と契約によるサービス利用の開始
平成 17 年 (2005 年)	○発達障害者支援法 施行 ・発達障がいの定義と法的な位置付けの確立 ・乳幼児期から成人期までの地域の 一貫した支援の促進 ・専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保
平成 18 年 (2006 年)	○障害者自立支援法 施行 ・ 3 障がいに係る制度の一元化 ・市町村による一元的なサービス提供 ・費用負担のルール化 ・支給決定の仕組みの透明化，明確化 ・就労支援の抜本的な強化 ○バリアフリー法 施行 ・公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進 ・心のバリアフリーの推進 ・地域における重点的，一体的なバリアフリー化の推進 ○[改正]教育基本法 施行 ・特別支援学校の創設，特別支援教育の推進
平成 19 年 (2007 年)	★障害者権利条約署名
平成 21 年 (2009 年)	○[改正] 障害者雇用促進法 施行 ・障害者雇用納付金制度対象範囲拡大 ・短時間労働に対応し雇用率制度見直し
平成 22 年 (2010 年)	○[改正] 障害者自立支援法 施行 ・応能負担の原則化 ・発達障害を対象として明示
平成 23 年 (2011 年)	○[改正] 障害者基本法 施行 ・目的規定及び障がい者の定義の見直し ・地域社会における共生 ・差別の禁止
平成 24 年 (2012 年)	○[改正] 障害者自立支援法 施行 ・相談支援体制の強化 ○[改正] 児童福祉法 施行 ・障がい児施設の再編 ・放課後等デイサービスなどの創設 ○障害者虐待防止法 施行 ・虐待を発見した者に通報の義務付け ・虐待防止などの具体的スキームの制定 ・障害者権利擁護センター，障害者虐待防止センター設置の義務付け
平成 25 年 (2013 年)	○障害者総合支援法 施行（障害者自立支援法の改正） ・基本理念の制定 ・障がい者の範囲見直し（難病などを追加） ○障害者優先調達推進法 施行 ・国などに障がい者就労施設などから優先的な物品調達の義務付け ◆障害者雇用率引き上げ ・民間企業 2.0%，国や地方公共団体など 2.3%，都道府県などの教育委員会 2.2% へ ●障害者基本計画（第 3 次）の策定
平成 26 年 (2014 年)	★障害者権利条約批准

★：条約関係 ○：法令関係 ●：計画関係 ◆：施策関係 ・：内容の説明

年	国の動き
平成 28 年 (2016 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者差別解消法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者を理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮不提供の禁止 ○[改正]障害者雇用促進法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者に対する差別の禁止 ・合理的配慮の提供義務 ・苦情処理, 紛争解決の援助 ○[改正]発達障害者支援法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援 ・就労機会確保に加え定着を支援 ○成年後見制度の利用促進法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用の促進について, 基本理念や国及び地方公共団体の責務等を提示
平成 30 年 (2018 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者基本計画 (第 4 次) の策定 ◆障害者法定雇用率引き上げ <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業 2.2%, 国や地方公共団体など 2.5%, 都道府県などの教育委員会 2.4% へ ○[改正]障害者総合支援法・児童福祉法 <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活の支援 ・障がい児支援のニーズの多様化への細かな対応 ・サービスの質の確保や向上に向けた環境整備 ○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動の促進 ・地域での芸術作品の発表や交流等の促進
令和元年 (2019 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○[改正]障害者雇用促進法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用推進者, 障害者職業生活相談員の選任 ・任免状況の公表 ・免職する場合は公共職業安定所長への届出の義務 ・障害者法定雇用率の算定対象に関する書類の保存義務 ○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・図書館や学校などで, 視覚障害者等の読書環境の整備を推進
令和 2 年 (2020 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○[改正]障害者雇用促進法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者活躍推進計画の作成と公表 ・短時間の就労者に対応した特例給付金の創設 ・優良中小事業主としての認定制度の創設
令和 3 年 (2021 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○[改正]障害者差別解消法 成立 <ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮の提供義務の拡大 (国や自治体のみから民間事業者も対象に) ○医療的ケア児支援法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや家族が住んでいる地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置付け, 国や自治体に支援の責務を明記 ◆障害者法定雇用率引き上げ <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業 2.3%, 国や地方公共団体など 2.6%, 都道府県などの教育委員会 2.5% へ
令和 4 年 (2022 年)	<ul style="list-style-type: none"> ○[改正]障害者総合支援法 成立 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者等の地域生活の支援体制の充実 ・障がい者の多様な就労ニーズへの対応 (「就労選択支援」の創設) ・障がい者等の希望する生活の実現 ○障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進 (障がいの種類・程度に応じた手段を選択可能とする)
令和 5 年 (2023 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者基本計画 (第 5 次) の策定 ○[改正]障害者雇用促進法 順次施行 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主の責務として障がい者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化 ・週 20 時間未満で働く精神障がい者等について, 法定雇用率の算定対象に加える ・障害者雇用の質の向上

★:条約関係 ○:法令関係 ●:計画関係 ◆:施策関係 ・:内容の説明

2 計画策定の考え方

(1) 国の定める基本指針の見直し

これまでの障がい者に関する法制度改正等の動向を踏まえ、障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）の策定にかかる基本指針の見直しが行われました。見直しのポイントは次のとおりとなっており、見直し後の基本指針を踏まえながら計画を策定していくことが求められます。

◆障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）に係る国の基本指針の見直しについて◆

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障がい者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の創設
- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取り組みの推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充

発達障がい者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障がい者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

障がい者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設

「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

障がい福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障がい福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

（２）法的な位置付け

今回の見直しでは「市町村障害者基本計画」「市町村障害福祉計画」「市町村障害児福祉計画」で定めるべき事項を包括した「第5次笠岡市障がい者福祉計画・笠岡市障がい福祉計画（第7期）・笠岡市障がい児福祉計画（第3期）」として策定することとします。

「第5次笠岡市障がい者福祉計画」

“障害者基本法”第11条3項に基づく「市町村障害者基本計画」として策定し、障がい者施策全般に関わる基本理念や基本方針、目標を定める計画です。

「笠岡市障がい福祉計画(第7期)」

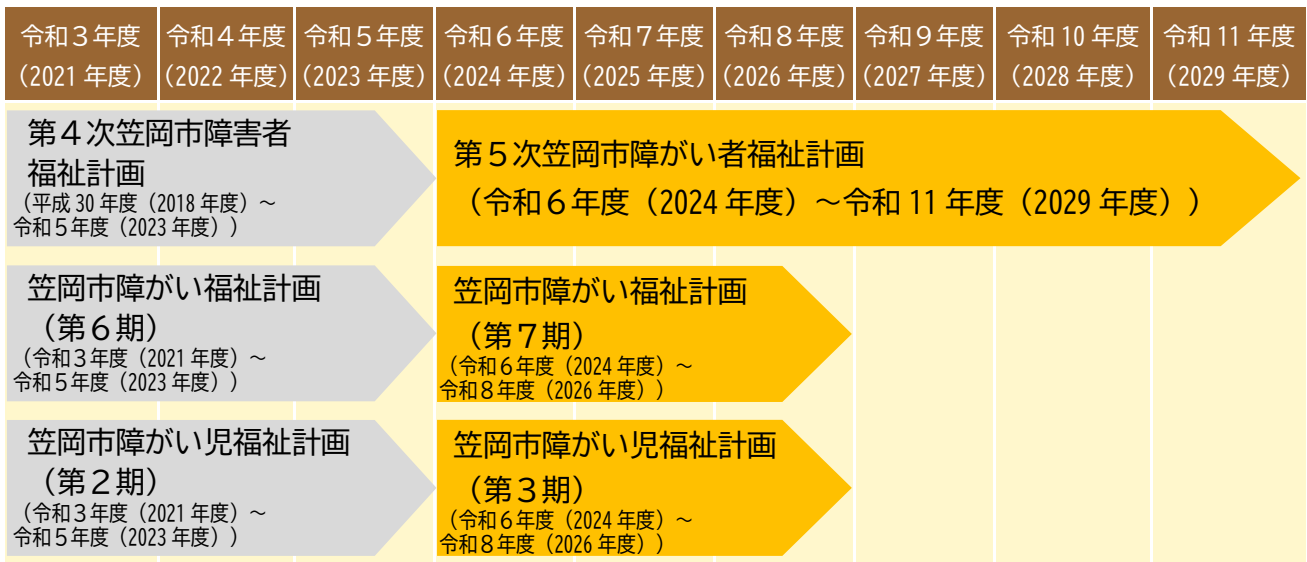
“障害者総合支援法”第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定し、基本方針に則して障がい福祉サービス、地域生活支援事業の提供体制の確保等に関わる計画です。

「笠岡市障がい児福祉計画(第3期)」

児童福祉法第33条の20及び第33条の22に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定し、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等に関わる計画です。

3 計画の期間

本計画の期間について、障がい者福祉計画は笠岡市の障がい者保健福祉の大きな方向性を示すものであるため、第4次計画同様に6年間の計画とします。また、障がい福祉計画については、基本指針に則して令和8年度（2026年度）末の目標設定等を行うことから、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とします。また、国においても障がい者福祉の充実に向けて検討が進められていることを踏まえ、今後の国の動向を見ながら必要に応じて計画の見直しを行います。



4 計画策定体制

(1) 笠岡市福祉施策審議会

障がい者支援施設等の事業所や家族会をはじめ、医師会や歯科医師会、民生委員・児童委員や関係NPO団体等を含めた15名で構成する「笠岡市福祉施策審議会」において、計画についての協議を行いました。

(2) 笠岡市の福祉に関するアンケート調査

障がい福祉施策へ反映させるため、市内在住の手帳所持者や18歳以上の市民、市内の障がい福祉サービス事業者等に、福祉施策に対する考えやサービス等に関するご意見をいただきました。

5 計画推進体制

(1) 計画の推進体制

障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むために、一人ひとりにあった福祉サービスを適切に組み合わせて利用するための相談支援体制の構築が必要です。

このため、中立かつ公平な立場で障がいのある人や家族の相談に応じるとともに、困難事例にも対応できるよう、行政機関のほか、障がい福祉サービス事業所、医療機関、家族団体等の幅広い分野から構成された笠岡市・里庄町自立支援協議会を設置し、ネットワークの構築を図っています。

このネットワークを利用して、地域課題の抽出や支援体制に関する協議、地域資源の再確認や開発を行うなどの活動で、障がいのある人の地域での生活が充実したものになるよう努めます。

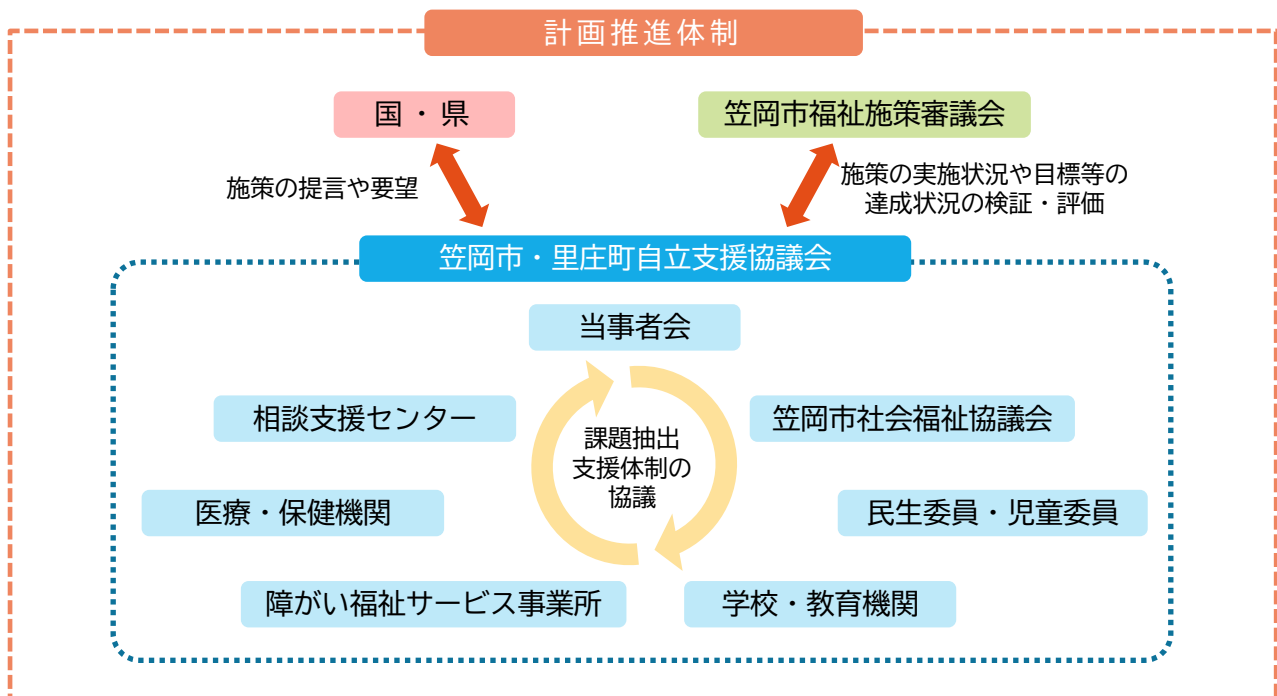
また、国や県との連携のもと、本計画を推進するとともに、国や県レベルの課題については積極的に提言や要望を行います。

(2) 計画の進捗状況管理、評価

本計画の実効性を確保するため、「目標指標を備えた計画の策定 (Plan)」、「様々な主体との協働による施策の実行 (Do)」、「市民や行政による目標指標の検証・評価 (Check)」、「評価結果に基づいた施策の改善 (Action)」による PDCA サイクルを確立し、継続的な改善活動による効果的・効率的な施策の推進を図ります。

PDCA サイクルを確立するため、「笠岡市福祉施策審議会」「笠岡市・里庄町自立支援協議会」において施策の実施状況や目標等の達成状況の検証・評価を行います。

この計画は、福祉施策だけでなく、保健・医療、教育、まちづくりなど、障がいのある人の社会生活や日常生活に関係する広い範囲の施策を記載しています。このため、計画の推進にあたっては、庁内で横断的に取り組むことはもとより、関係機関、関係団体、関係者と十分な連携を図り、相互に協力しながら不断の取り組みを進めます。

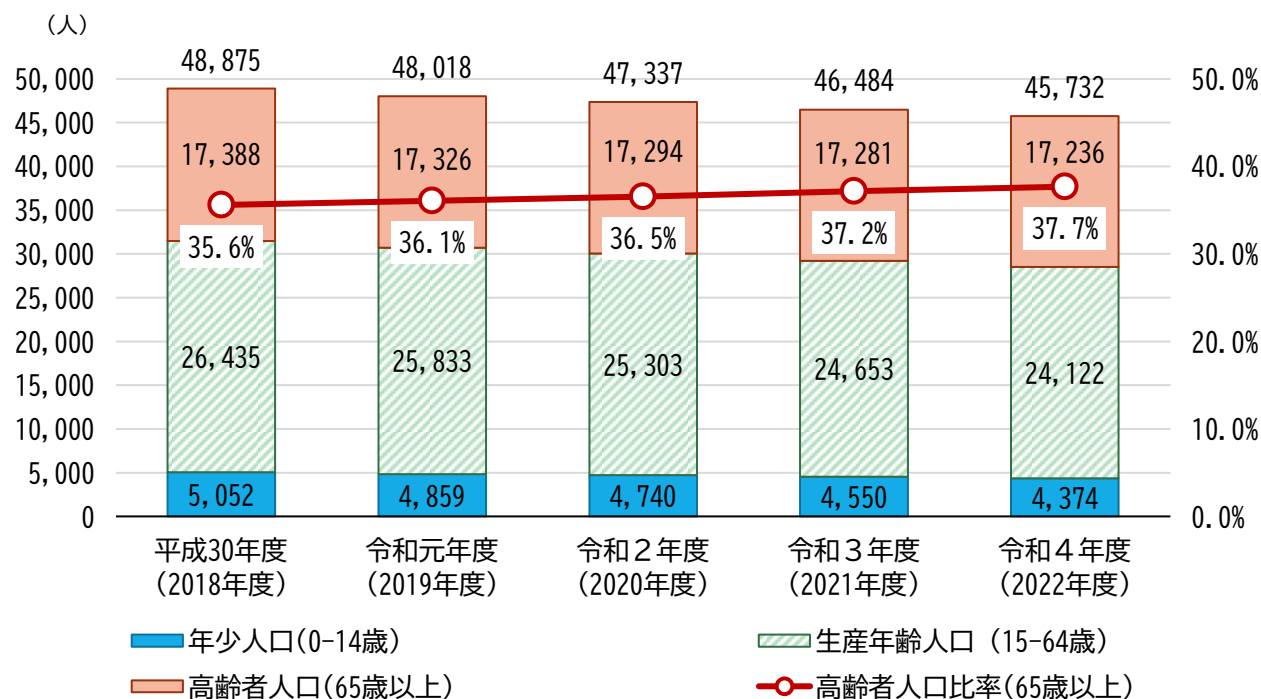


第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 総人口

(1) 人口推移

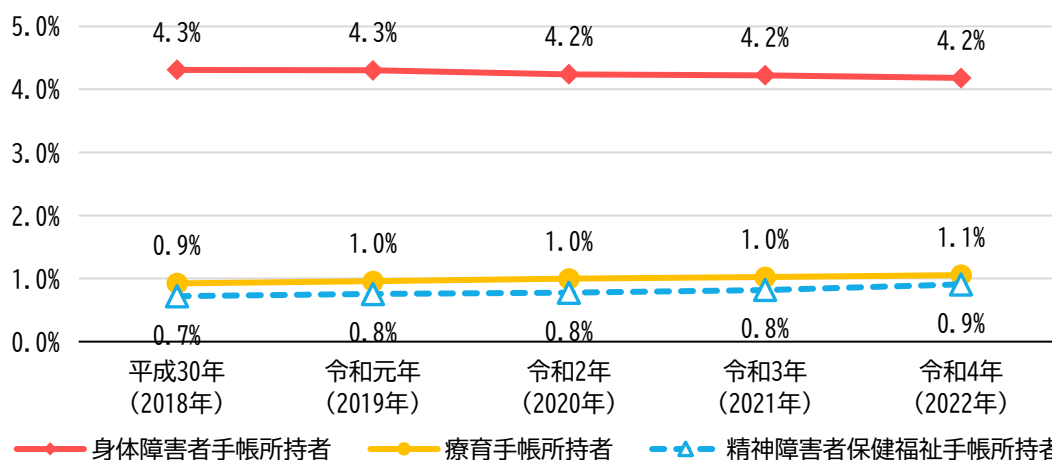
笠岡市の総人口は平成30年（2018年）以降減少を続けており、令和4年（2022年）時点の総人口は45,732人となっています。高齢化率も年々上昇しており、障がい分野においても、障がい者本人や介助者の高齢化が進んでいるとみられます。



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 総人口に対する障がい者割合の推移

総人口が減少を続けるなか、精神障害者保健福祉手帳所持者は僅かに増加傾向にあり、身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者は横ばいとなっています。



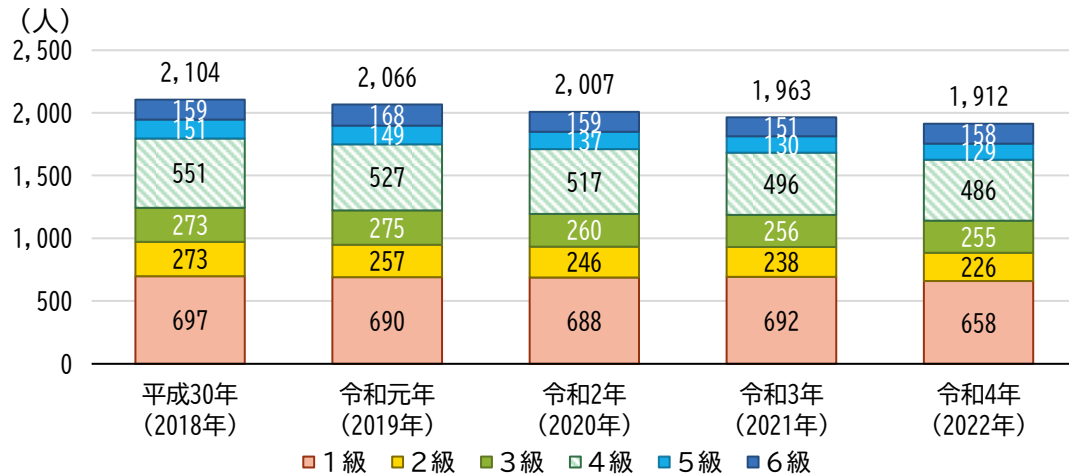
資料：地域福祉課（各年3月末現在）

2 身体障がいのある人の現状

(1) 身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移

身体障害者手帳所持者数は平成30年（2018年）以降減少傾向で推移しており、令和4年（2022年）では1,912人となっています。

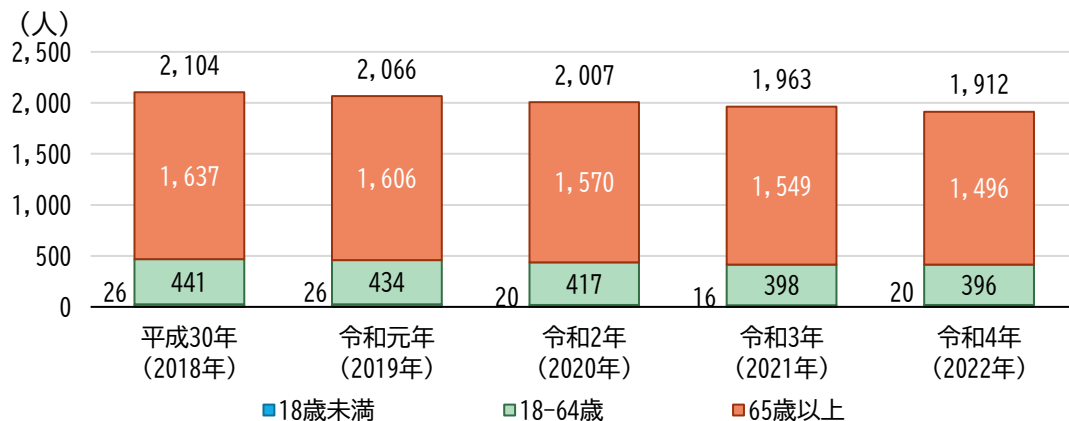
手帳の等級については、平成30年（2018年）以降全ての等級において減少傾向となっています。



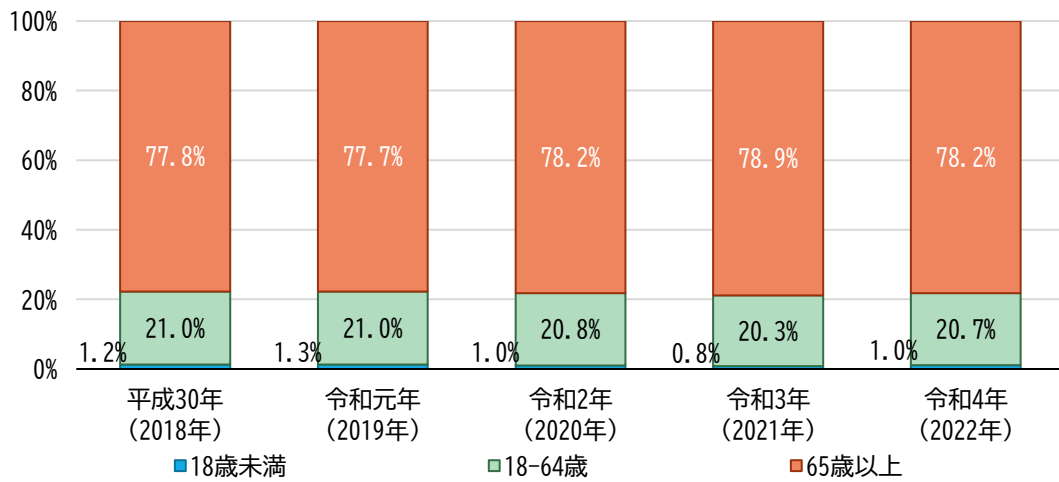
資料：地域福祉課（各年3月末現在）

(2) 年齢区分別の推移

年齢3区分別にみると、全ての年代において減少傾向がみられます。「65歳以上」の占める割合は僅かに高まっており、令和4年（2022年）時点では78.2%となっています。



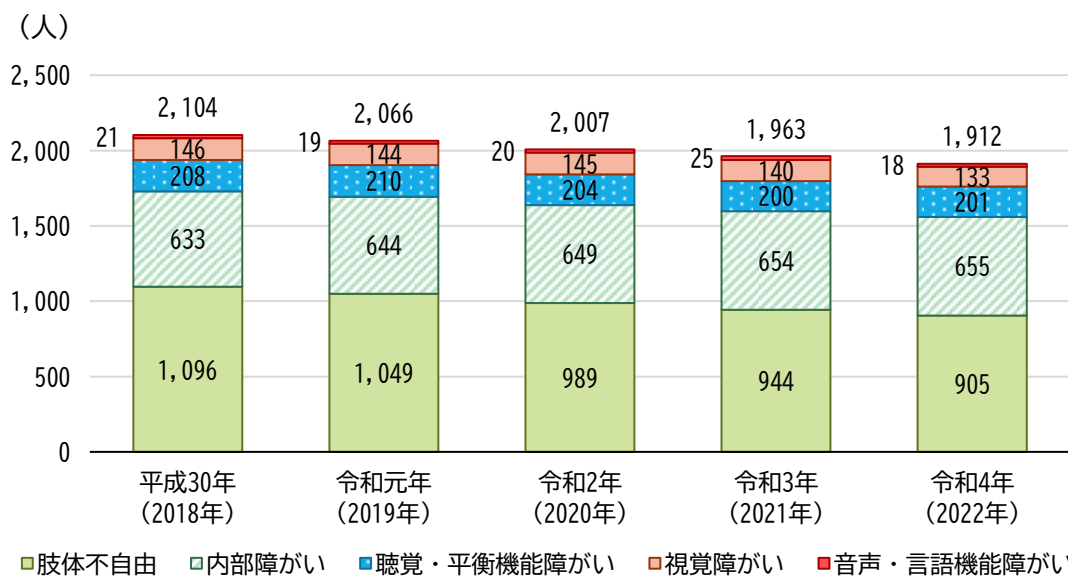
資料：地域福祉課（各年3月末現在）



資料：地域福祉課（各年3月末現在）

（3）障がい種別の推移

障がい種別に身体障害者手帳所持者数をみると、「肢体不自由」「聴覚・平衡機能障がい」「視覚障がい」が減少傾向で推移している一方で、「内部障がい」は増加傾向で推移しています。

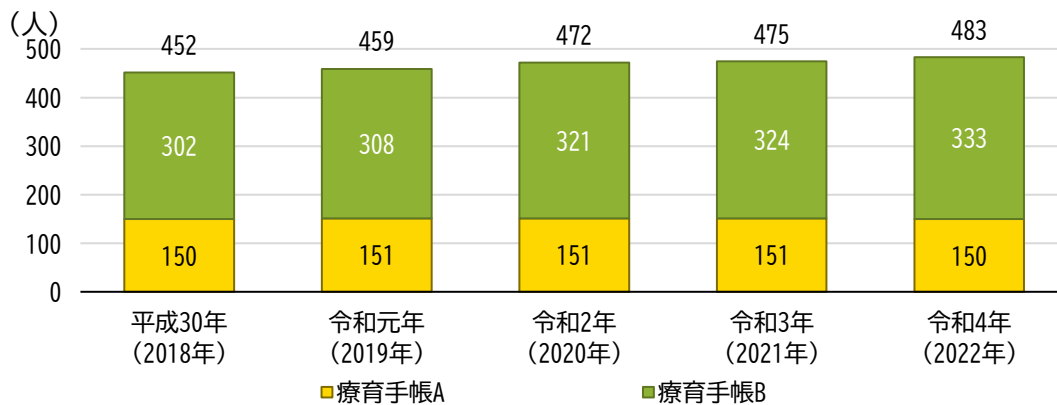


資料：地域福祉課（各年3月末現在）

3 知的障がいのある人の現状

(1) 療育手帳所持者数（等級別）の推移

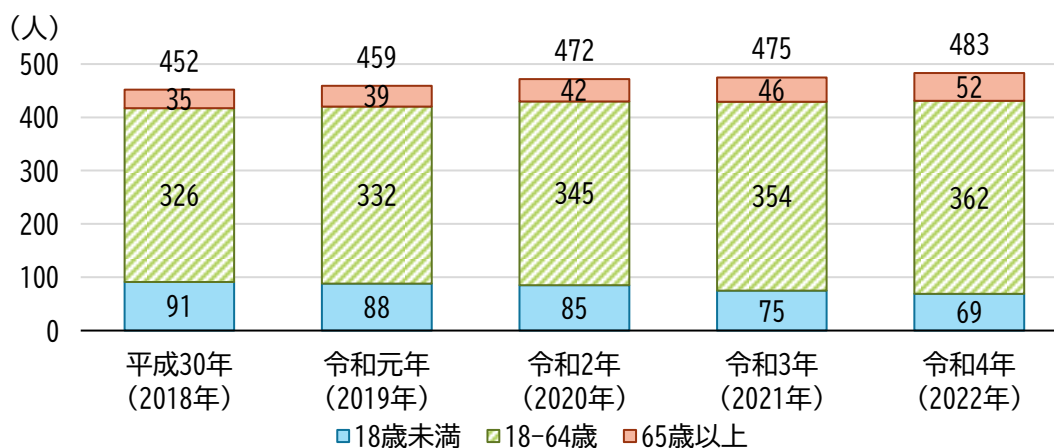
療育手帳所持者数は平成30年（2018年）以降年々増加傾向にあり、令和4年（2022年）までの5年間で30人増加しています。等級別にみると「療育手帳B」において年々増加を続けています。



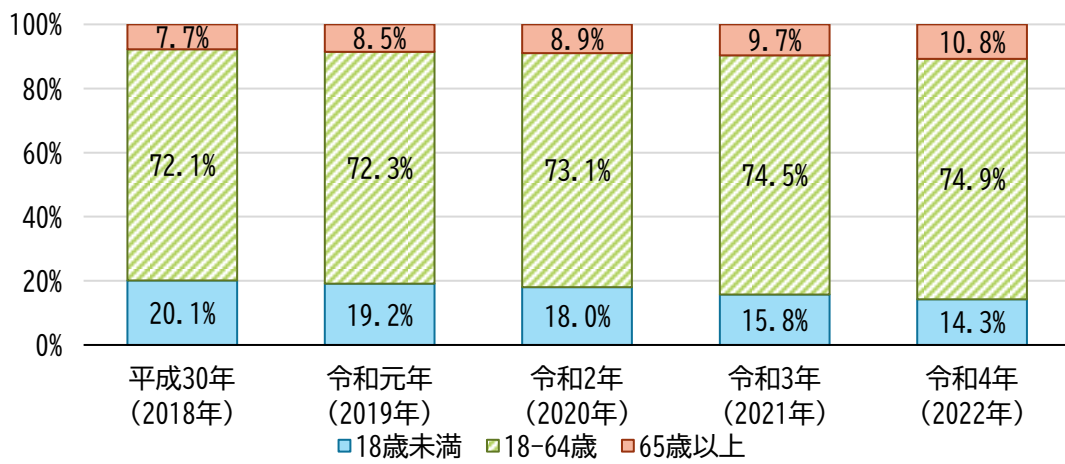
資料：地域福祉課（各年3月末現在）

(2) 年齢区分別の推移

年齢3区分別にみると、「18～64歳」と「65歳以上」は、増加傾向で推移しています。「18歳未満」は令和2年（2020年）以降減少傾向で推移しています。年齢別にみると、「18～64歳」と「65歳以上」の占める割合が年々高くなっています。



資料：地域福祉課（各年3月末現在）

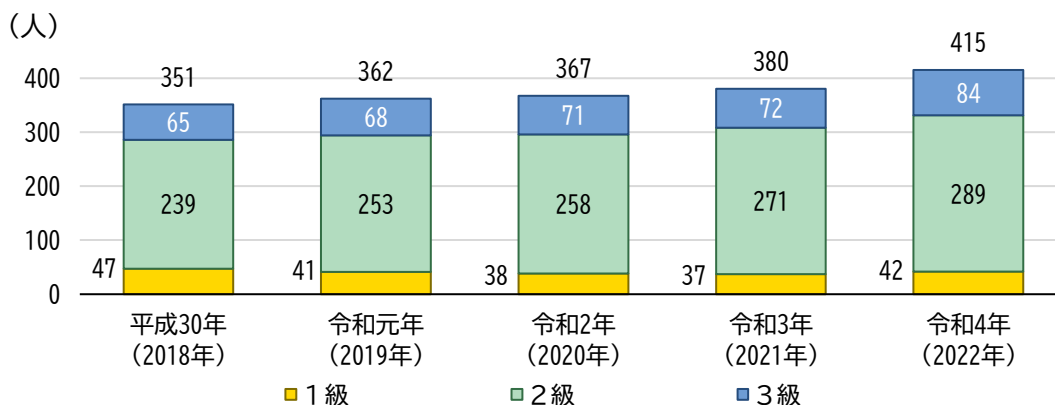


資料：地域福祉課（各年3月末現在）

4 精神障がいのある人の現状

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移

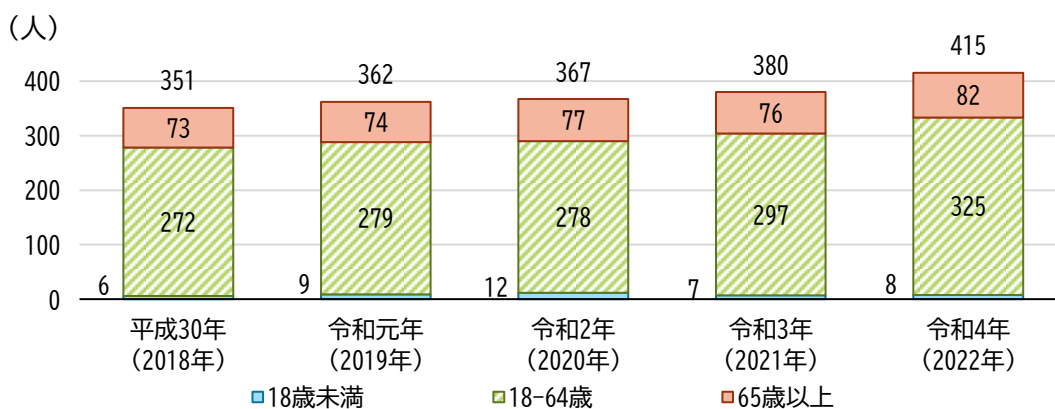
精神障害者保健福祉手帳所持者の総数は平成30年（2018年）以降増加傾向にあり、令和4年（2022年）には415人となっています。等級別にみると、「3級」は年々増加しています。



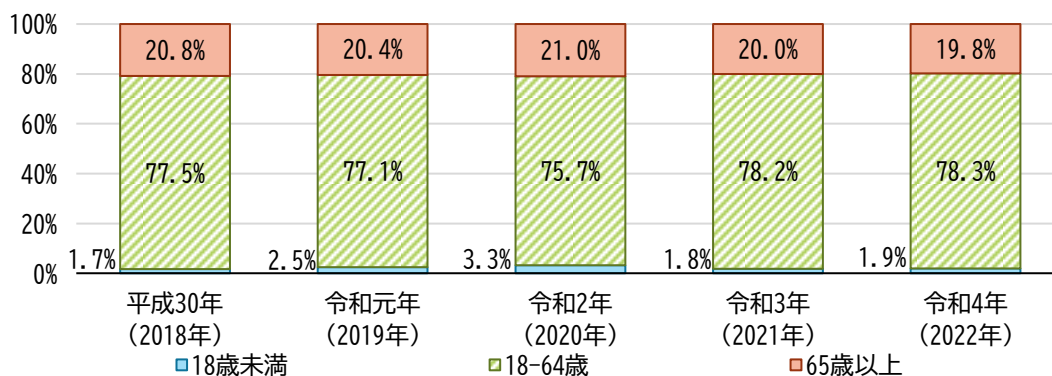
資料：地域福祉課（各年3月末現在）

(2) 年齢区分別の推移

年齢3区分別にみると、「18～64歳」は平成30年（2018年）から令和3年（2021年）にかけて増加傾向にあり、精神障害者保健福祉手帳所持者全体に占める構成比をみると、「18～64歳」の割合は次第に高くなる傾向がみられます。



資料：地域福祉課（各年3月末現在）

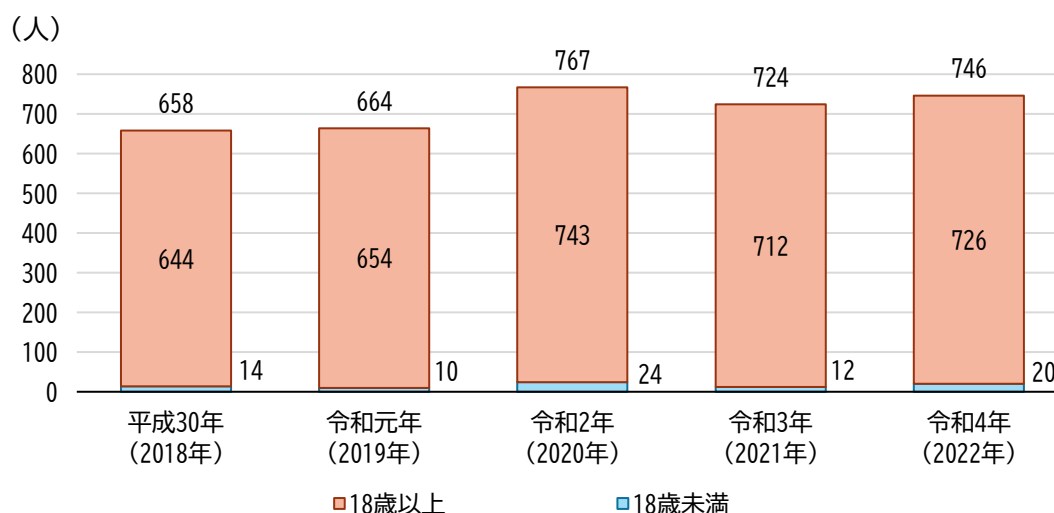


資料：地域福祉課（各年3月末現在）

(3) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、若干の増減がみられるものの概ね増加傾向で推移しており、令和4年（2022年）には746人となっています。

年齢別にみると18歳以上の割合が高く、病類別にみると気分障害及び統合失調症が多く、心理的発達の障がいが増加傾向で推移しています。



資料：地域福祉課（各年3月末現在）

◆ 病類別の自立支援医療（精神通院医療）受給者数

病類別	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
症状性を含む器質性精神障害 (F0)	21	29	38	29	25
精神作用物質使用による精神及び行動の障害 (F1)	17	20	23	13	15
統合失調症, 統合失調症型障害及び妄想性障害 (F2)	258	253	266	252	245
気分障害 (F3)	195	189	212	209	214
神経症性障害, ストレス関連障害及び身体表現性障害 (F4)	62	71	82	75	79
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群 (F5)	1	2	3	4	3
成人の人格及び行動の障害 (F6)	2	1	2	3	3
精神遅達 (F7)	6	4	7	8	8
心理的発達の障害 (F8)	48	50	73	65	79
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 (F9)	9	7	13	15	20
てんかん (G40)	39	38	48	51	55
その他の精神障害 (F99)	-	-	-	-	-
分類不明	-	-	-	-	-

5 アンケート調査結果

◆ 調査の概要

	障がい者対象調査	市民対象調査
調査対象者	笠岡市内にお住まいの障害者手帳所持者等から無作為抽出	笠岡市内にお住まいの18歳以上の市民から無作為抽出
調査数	1,000名	1,000名
調査方法	郵送による配布, 郵送・インターネットによる回収	
調査票回収数	460件	400件
回収率	46.0%	40.0%

◆ 調査集計にあたっての留意事項

- 回答結果は小数点第2桁目を四捨五入しています。この関係で、単回答（複数の選択肢から一つだけを選ぶ形式）の合計値がちょうど「100.0」にならない場合があります。
- 複数回答（2つ以上の回答を選ぶ形式）における割合についての単位はパーセントとしています。この場合、回答は有効標本数全体に対して各々の割合を示すものであり、各選択肢の回答を合計しても「100.0」とはなりません。
- 「N」「SA」「MA」は、それぞれ
 - 「N」 = サンプル数のこと
 - 「SA」 = 単回答のこと（Single Answer の略）
 - 「MA」 = 複数回答のこと（Multiple Answer の略）を示します。

（１）権利擁護について【障がい者対象・市民対象調査】

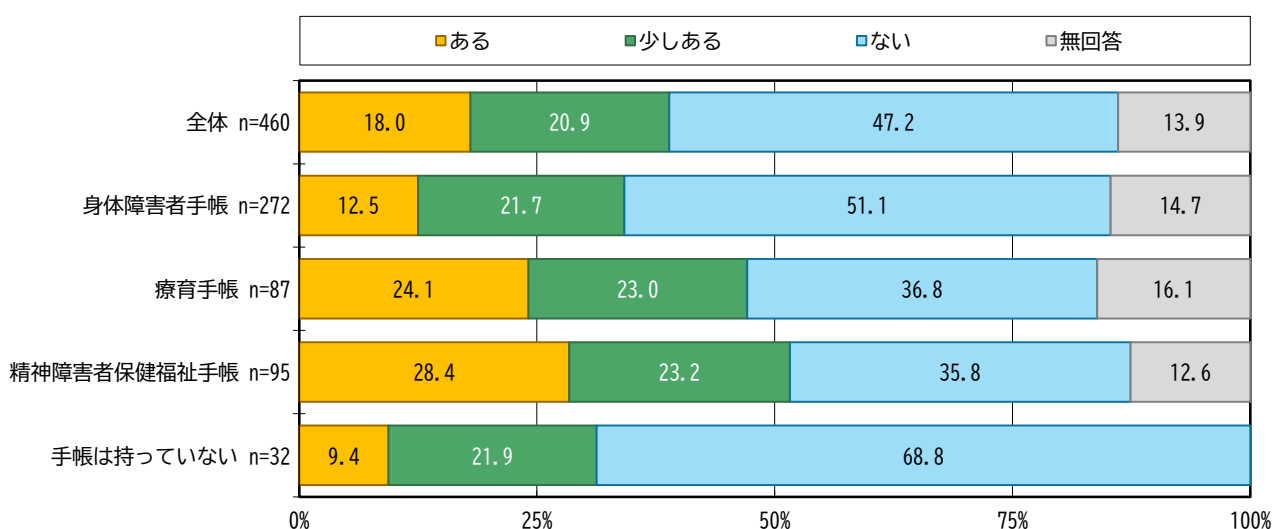
知的障がい、精神障がい、発達障がいなど、一目でわかりにくい障がいに対する理解促進が重要。

障がいを理由とした差別や嫌な思いをする経験について、障がい者全体では「ある」「少しある」の合計が約4割となっています。障がいの種類で比較すると、知的障がいや精神障がいで差別を経験した割合が高くなっています。

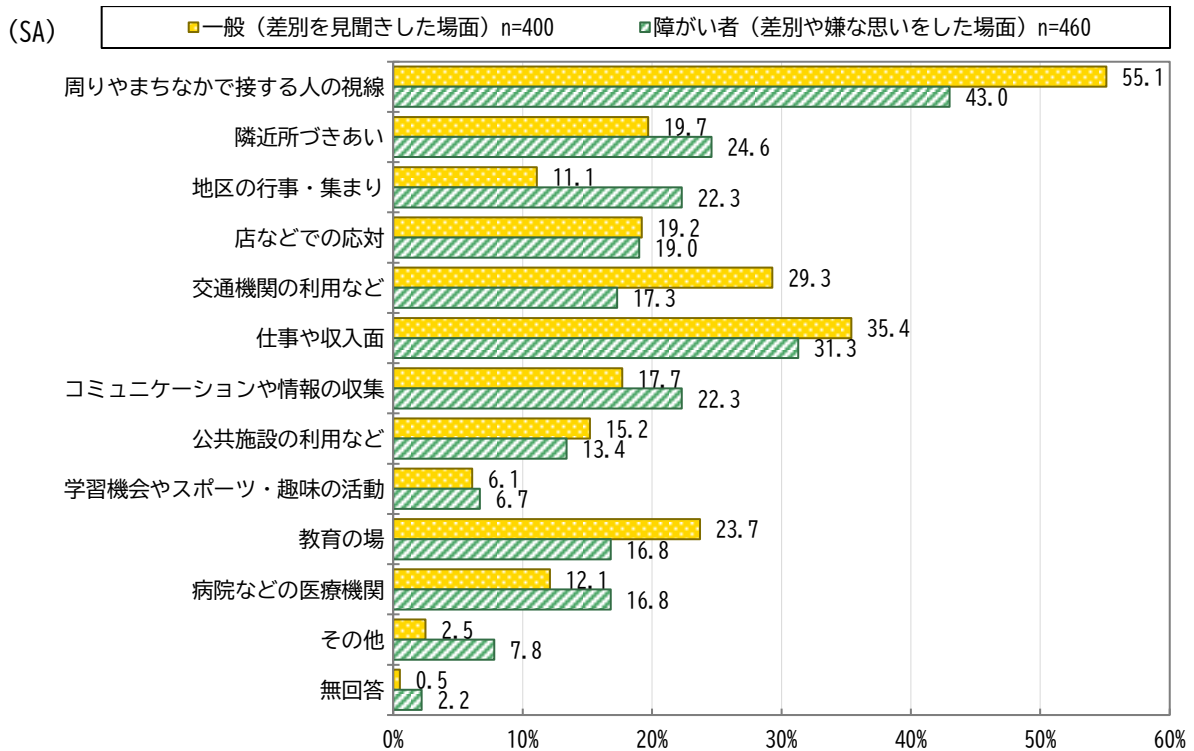
差別を経験した（見聞きした）場面については、一般市民と障がい者で差が大きいものは「周りやまちなかで接する人の視線」「地区の行事・集まり」「交通機関の利用など」「教育の場」となっています。無意識に差別をすることがないように認識のギャップを縮める必要があります。

市民対象調査では、障がい者が困っていた時の支援について、知的障がい、精神障がい、発達障がいについては「援助の仕方がわからない」の割合が高くなっています。

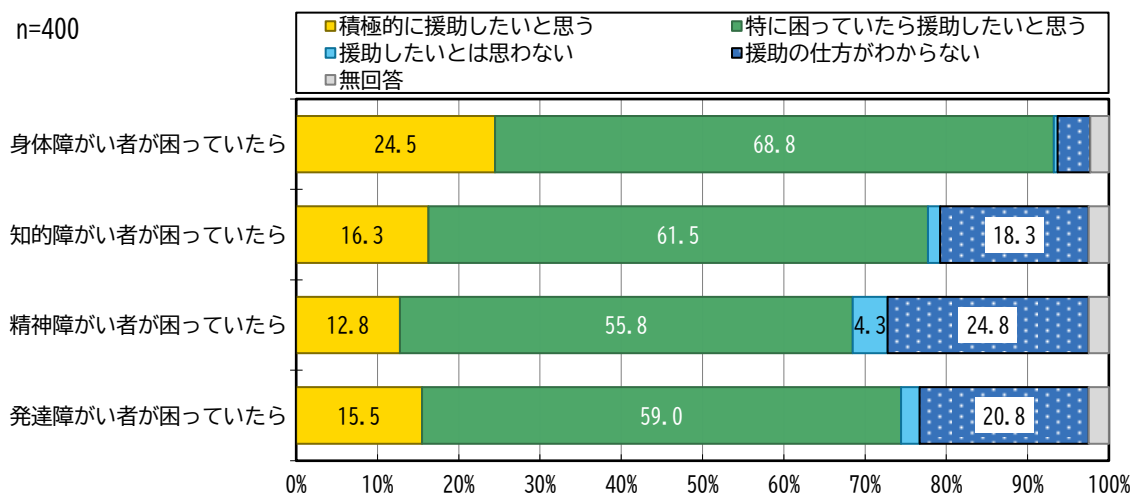
<手帳の種類> × <差別の経験>



<差別を経験した（見聞きした）場面>



<障がい者が困っていた時の対応（市民対象調査）>



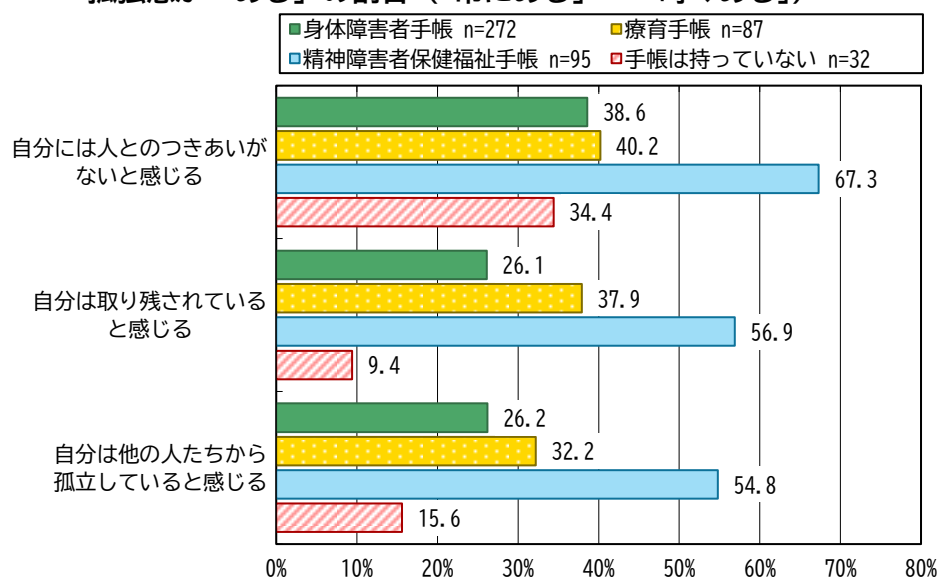
（２）孤独・孤立の状況【障がい者対象調査】

孤独感や相談することへのためらいを感じやすい、近所付き合いが少ない、といった孤立しやすい人に対し、課題を抱え込むことがないようアウトリーチの支援を行き渡らせることが重要。

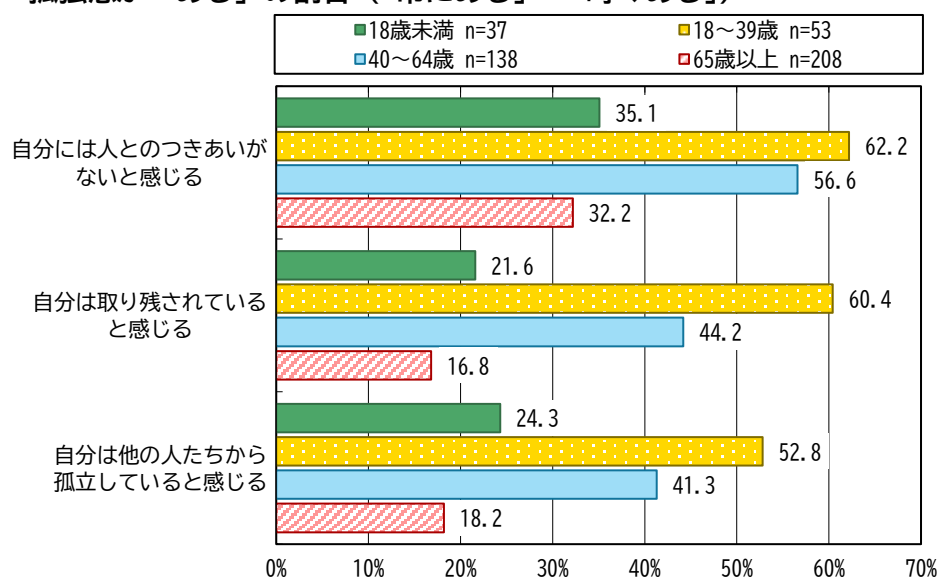
孤独感について、障がいの種類で比較すると精神障がいでは孤独感を感じている割合が高く、年齢層で比較すると「18～39歳」「40～64歳」では他の年齢層と比較して孤独感を感じている割合が高くなっています。相談へのためらいについても、精神障がいと「18歳未満」から「40～64歳」にかけて「ためらいを感じる」「どちらかといえばためらいを感じる」を合わせた割合が高くなっています。

近所付き合いについて、障がいの種類で比較すると、知的障がいと精神障がいでは「ほとんど付き合いはない」の割合が高くなっています。年齢層で比較すると「18～39歳」「40～64歳」では他の年齢層と比較して「ほとんど付き合いはない」の割合が高くなっています。

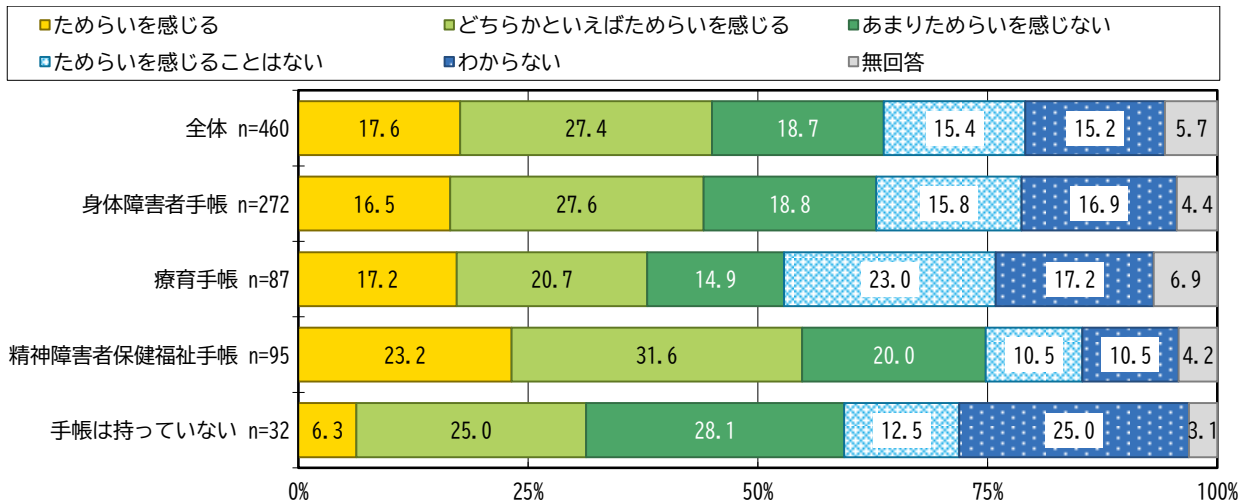
<手帳の種類> × <孤独感が「ある」の割合（「常にある」+「時々ある」）>



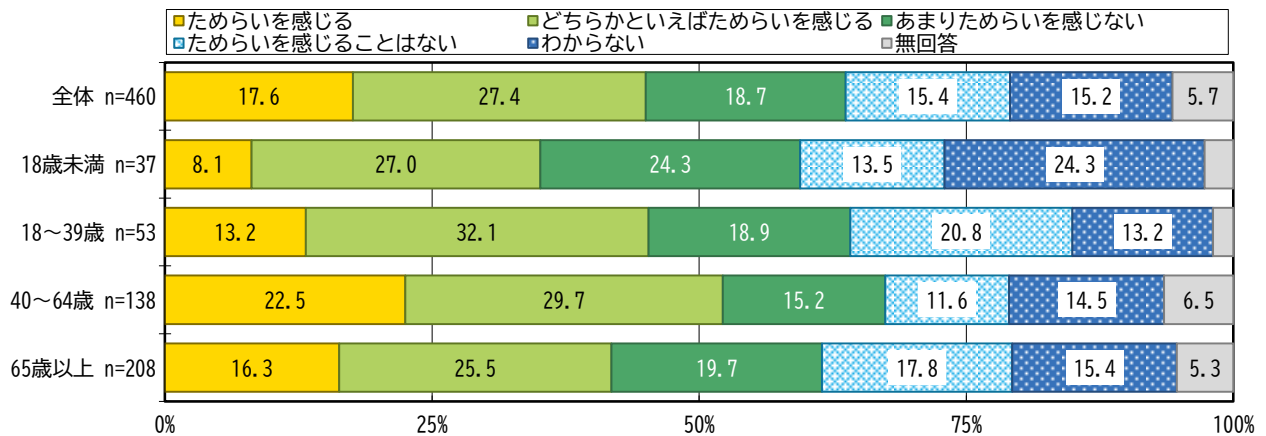
<年齢層> × <孤独感が「ある」の割合（「常にある」+「時々ある」）>



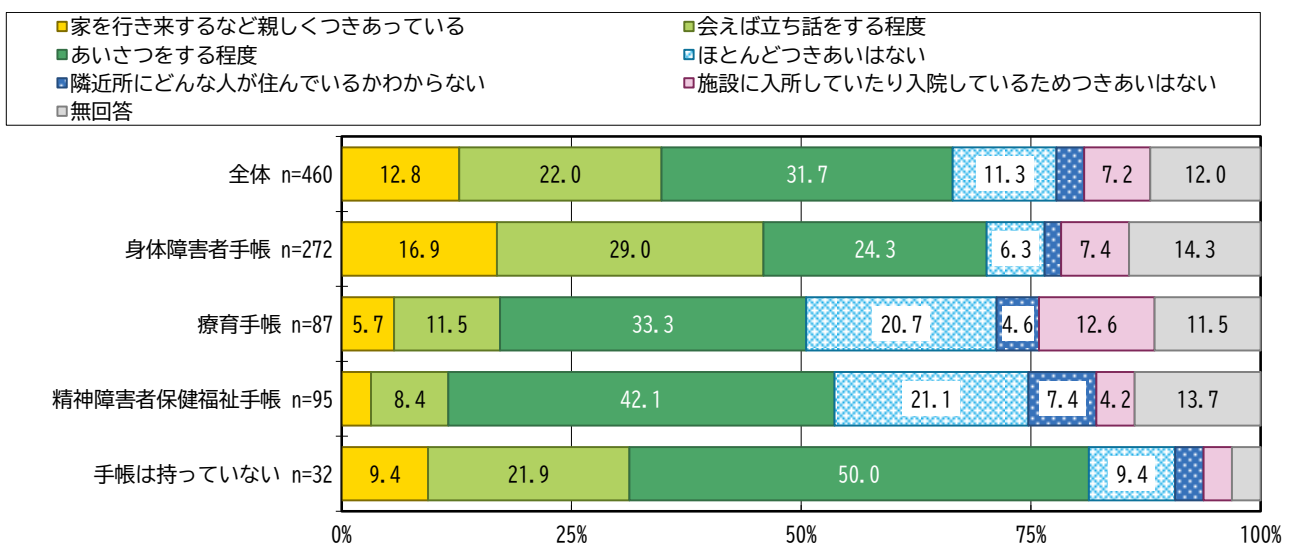
<手帳の種類> × <相談へのためらい>



<年齢層> × <相談へのためらい>



<手帳の種類> × <近所付き合い>



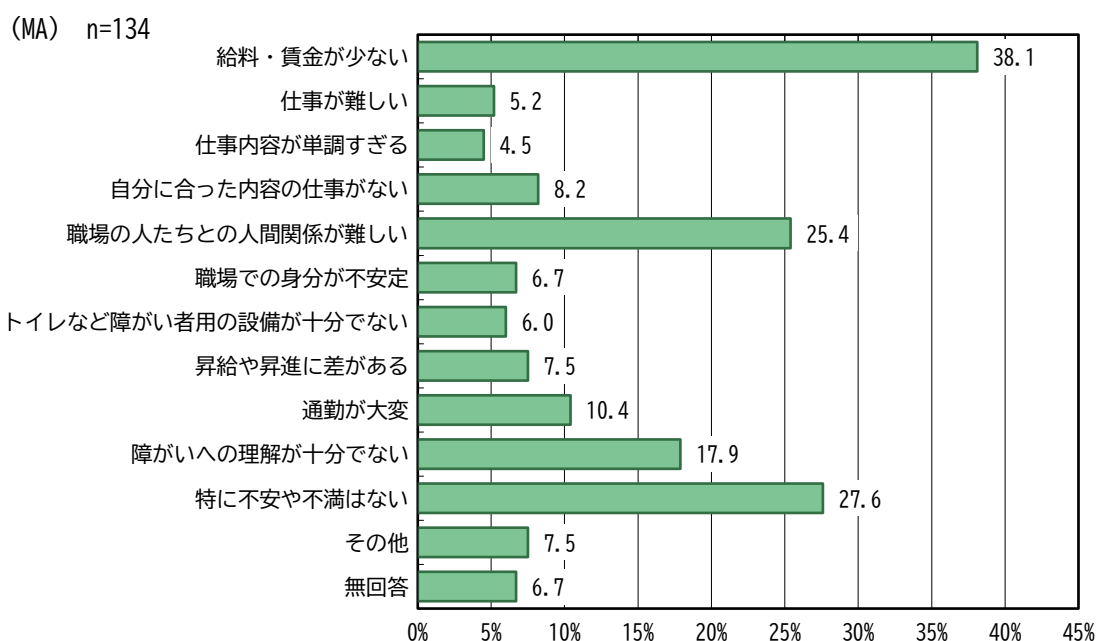
（3）就労について【障がい者対象調査】

不満や困りごとは、収入面や職場での人間関係が大きい。本人の希望や必要な配慮等を把握し適性に応じた就労につなげるとともに、働き続けられるためのきめ細かな支援が必要。

仕事の困りごととして、「給料・賃金が少ない」「職場の人たちとの人間関係が難しい」の割合が高くなっています。収入面のほか、職場での人間関係に問題がある状況がうかがえます。

障がい者自身が自立した生活を送るにあたり、生活に必要な給料を稼げるための適切な労働条件が求められるほか、雇用側に対する障がいへの理解促進や円滑に働けるためのコミュニケーション面の支援など、職場への定着に向けた支援が必要です。

【仕事の困りごと】 ※就労をしている方のみ対象（福祉就労含む）



（４）暮らしについて【障がい者対象調査】

障がいの特性や本人のライフステージによって変化する困りごとへの対応が求められる。また、地域生活への移行に向けては、経済的な負担軽減やサービスの充実など、地域で生活するための支援体制の強化が必要。

現在の生活で困っていることについて、「自分や家族の健康に関すること」が48.0%で最も高く、次いで「生活費に関すること」が35.7%、「障がいや病気についての周囲の理解」が22.0%で続いています。障がいの種類で比較すると、身体障がいでは「介護（介助）に関すること」、精神障がいでは「仕事に関すること」「生活費に関すること」「家族関係に関すること」「障がいや病気についての周囲の理解」の割合が高くなっています。また、年齢層で比較すると、18歳未満では「自分や家族の生活（進学、就学、結婚）の問題」「障がいや病気についての周囲の理解」の割合、18～39歳では「仕事に関すること」「家族関係に関すること」「外出のこと」、40歳以上では「介護（介助）に関すること」の割合が高くなっています。

《困っていることや不安×手帳の種類》

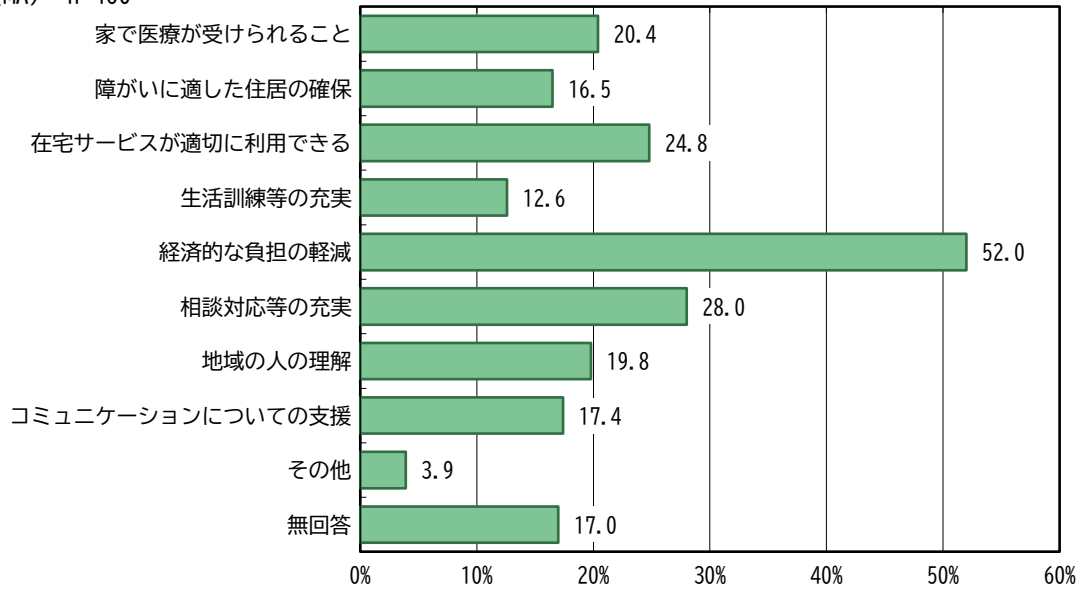
	全体 n=460	身体障害者手帳 n=272	療育手帳 n=87	精神障害者保健福祉手帳 n=95	手帳は持っていない n=32
自分や家族の健康に関すること	48.0	50.7	49.4	60.0	15.6
介護（介助）に関すること	18.9	25.0	13.8	13.7	6.3
施設などがないため、利用できる障害福祉サービスが少ないこと	10.0	7.4	14.9	11.6	15.6
仕事に関すること	19.3	10.3	21.8	43.2	18.8
生活費に関すること	35.7	34.2	27.6	57.9	9.4
家事や育児に関すること	8.0	5.9	6.9	13.7	6.3
家族関係に関すること	13.9	9.9	11.5	30.5	9.4
自分や家族の生活（進学、就学、結婚）の問題	13.5	6.3	10.3	21.1	46.9
住宅のこと	13.0	11.8	11.5	22.1	3.1
相続のこと	8.5	8.8	5.7	10.5	6.3
災害・火災・防災のこと	18.5	18.4	20.7	16.8	6.3
外出のこと	20.2	21.0	25.3	20.0	6.3
地域の活動などに参加すること	13.3	13.2	12.6	15.8	3.1
隣近所との関係	13.9	13.2	8.0	23.2	6.3
障がいや病気についての周囲の理解	22.0	14.3	21.8	38.9	31.3
その他	2.4	1.5	3.4	3.2	9.4
特になし	17.0	18.8	23.0	8.4	9.4
無回答	7.2	7.4	6.9	7.4	6.3

《困っていることや不安×年齢層》

	全体 n=460	18歳未満 n=37	18～39歳 n=53	40～64歳 n=138	65歳以上 n=208
自分や家族の健康に関すること	48.0	13.5	52.8	55.8	49.0
介護（介助）に関すること	18.9	5.4	7.5	17.4	25.5
施設などがないため、利用できる障害福祉サービスが少ないこと	10.0	21.6	15.1	9.4	5.8
仕事に関すること	19.3	21.6	58.5	26.8	3.4
生活費に関すること	35.7	8.1	47.2	46.4	30.3
家事や育児に関すること	8.0	10.8	15.1	8.7	5.8
家族関係に関すること	13.9	10.8	30.2	15.2	8.2
自分や家族の生活（進学、就学、結婚）の問題	13.5	56.8	26.4	9.4	4.8
住宅のこと	13.0	5.4	13.2	17.4	10.1
相続のこと	8.5	8.1	7.5	5.1	10.6
災害・火災・防災のこと	18.5	13.5	22.6	23.2	15.4
外出のこと	20.2	13.5	35.8	16.7	20.2
地域の活動などに参加すること	13.3	8.1	11.3	14.5	13.0
隣近所との関係	13.9	5.4	13.2	21.0	10.6
障がいや病気についての周囲の理解	22.0	37.8	35.8	24.6	11.1
その他	2.4	5.4	3.8	2.2	0.5
特になし	17.0	13.5	11.3	10.9	23.1
無回答	7.2	2.7	3.8	8.7	7.7

《地域で生活するためにはどのような支援があればよいと思うか》

(MA) n=460



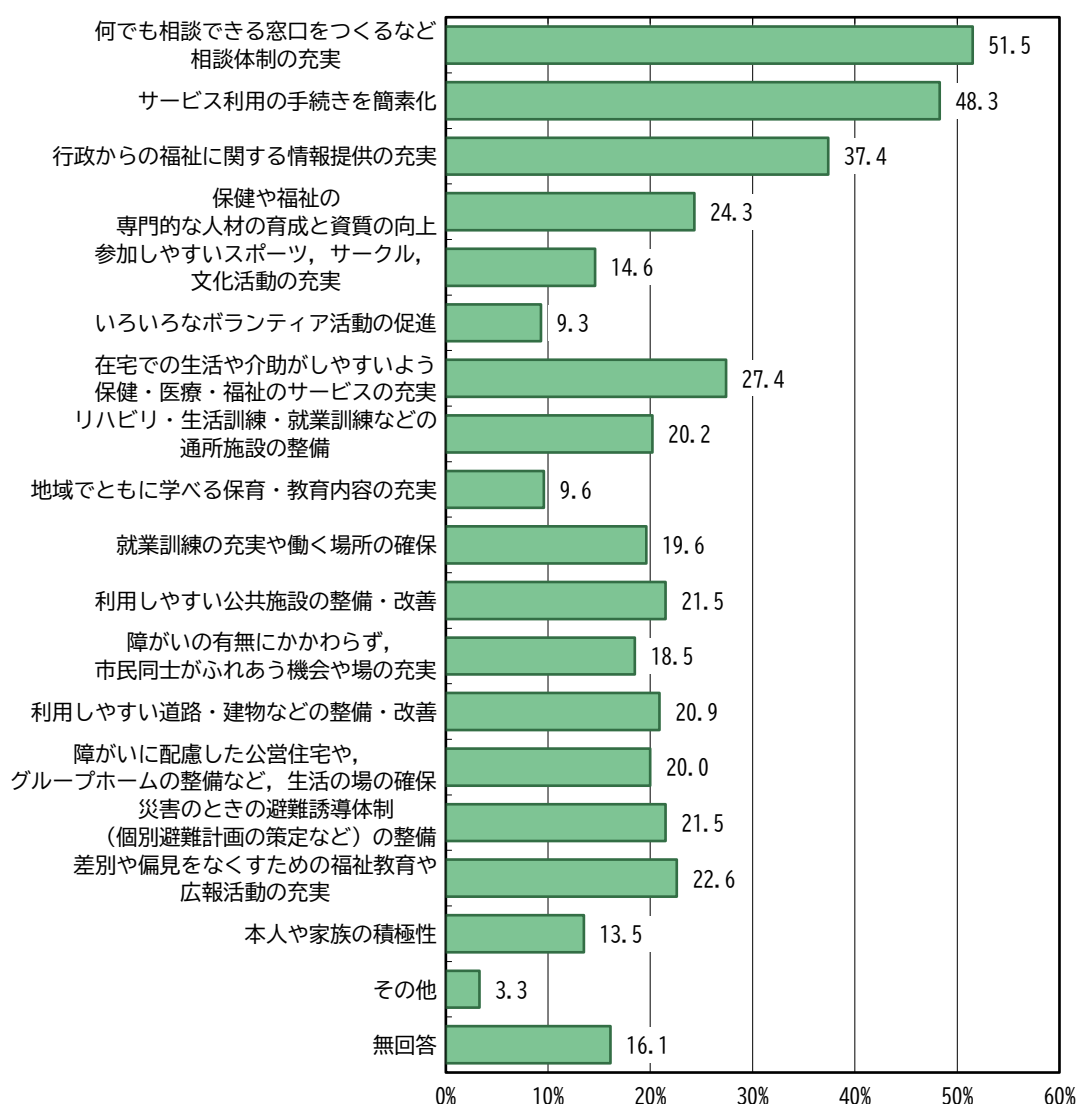
(5) 障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこと 【障がい者対象調査】

障がい者を取り巻く様々な課題を受け止める包括的な相談支援や、必要な時に必要な支援を受けるための情報提供、利用しやすいサービスの整備が求められている。

障がいがある人にとって住みやすいまちをつくるために必要なこととして、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が51.5%で最も高く、次いで「サービス利用の手続きを簡素化」が48.3%、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」が37.4%で続いています。

【障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこと】

(MA) n=460



6 事業所調査結果

笠岡市内の障がい福祉サービス等を提供する事業者の皆様から、障がい者福祉を取り巻く現状や課題、市の障がい者福祉施策に対するご意見、ご要望をお聞きしました。

◆ 実施方法

調査対象者	笠岡市内の障がい福祉サービス等を提供する事業所		
調査数	44 事業所		
調査方法	Eメール, FAX, 郵送, WEB 回答		
調査票回収数	計 37 件	回収率	84.1%

（１）人材の確保について

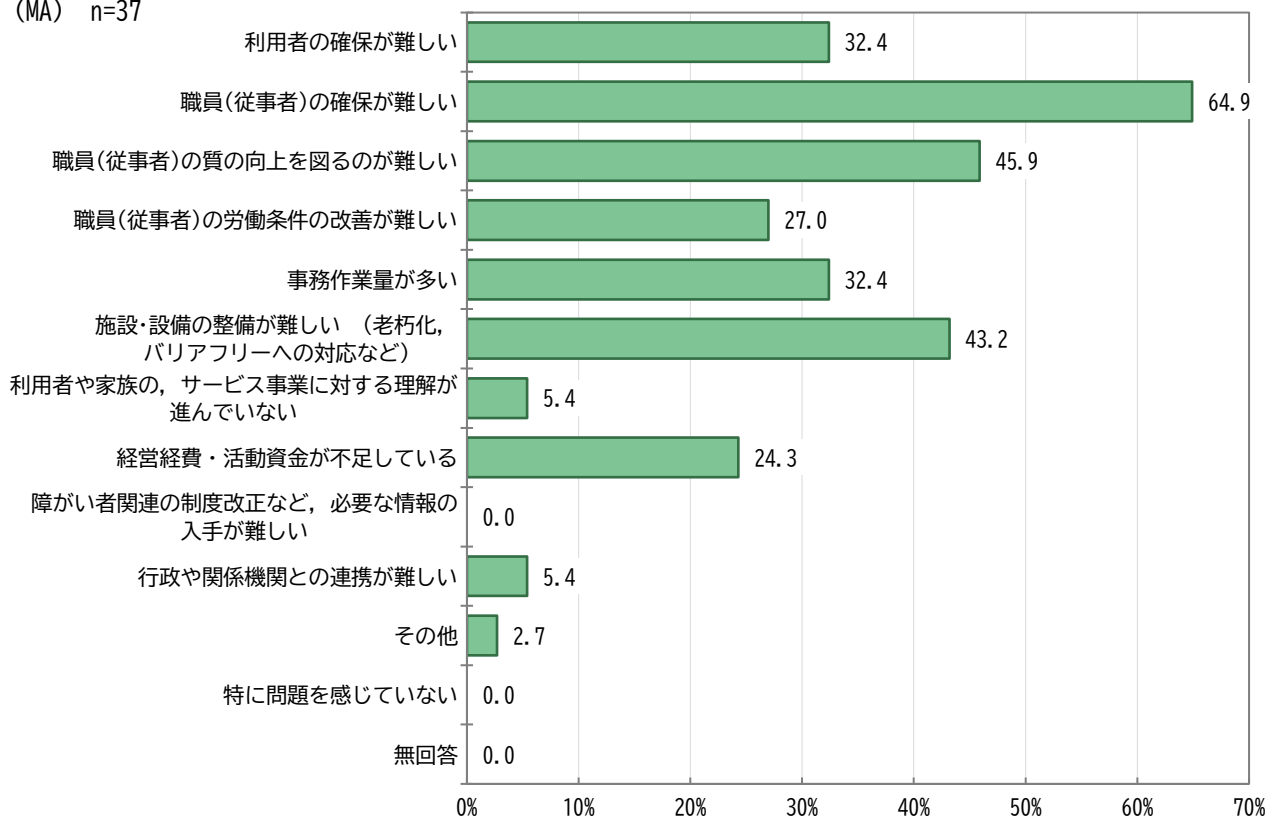
人材の確保は事業所を運営する上でも大きな課題であり、有資格者や専門職など、スキルのある人材の確保が特に求められている。

事業所の運営に関する問題として、「職員(従事者)の確保が難しい」が64.9%で最も高く、次いで「職員(従事者)の質の向上を図るのが難しい」が45.9%、「施設・設備の整備が難しい（老朽化、バリアフリーへの対応など）」が43.2%で続いています。

人材の確保に関する課題をみると、「一定の技術を持つ人材の確保が難しい」が66.7%で最も高く、次いで「新規学卒者の確保が難しい」が50.0%、「特定の職種の確保が難しい」が37.5%で続いています。

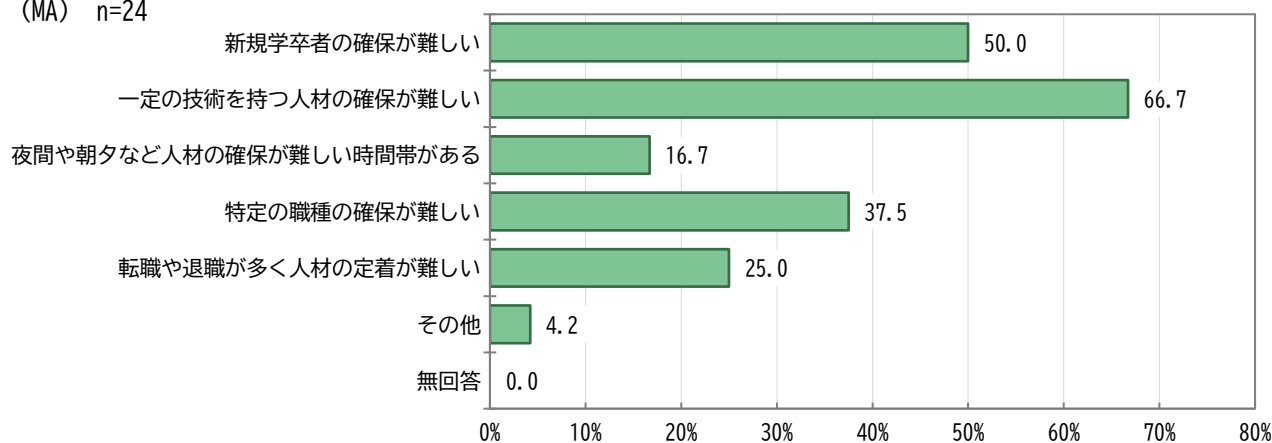
【事業所の運営上の問題】

(MA) n=37



【人材の確保に向けた課題】

(MA) n=24



【人材の確保に関する意見（自由回答要約）】

- 相談支援員や職員の不足により、供給量が不足しているサービスもある。強度行動障がいや医療的ケア児など、専門的なスキルを必要とする支援については、人材が確保できず対応できない事業所もある。

（２）就労支援について

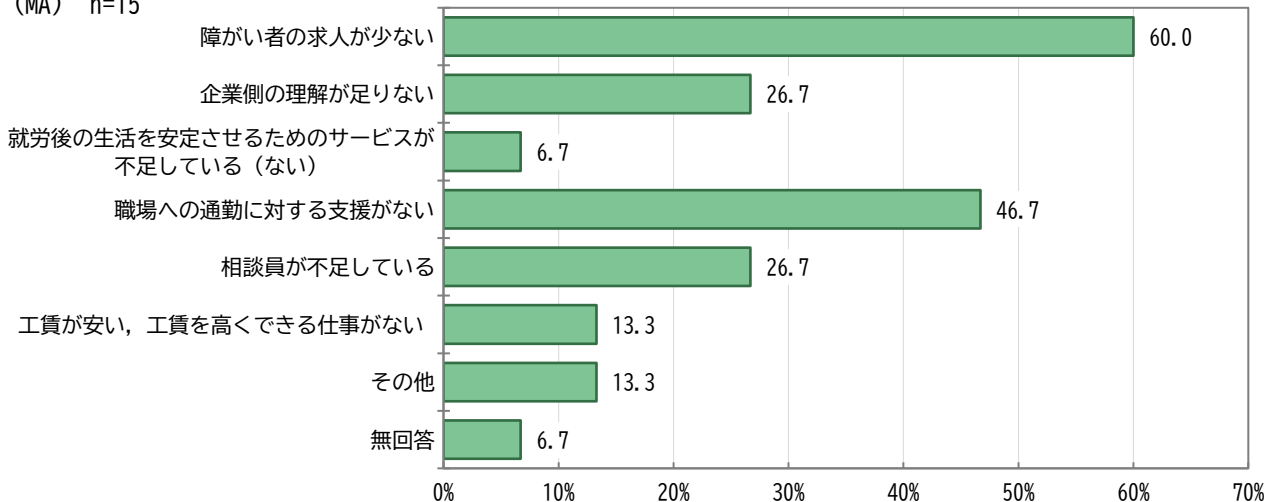
障がい者雇用の促進に向けて、特性に合った配慮等企業側の理解を深めることが必要。また、本人の適性にあった仕事内容及び就業上の支援を行うことで、安心して働ける環境づくりが求められる。

利用者への就労支援を行う際の課題として、「障がい者の求人が少ない」が60.0%で最も高く、次いで「職場への通勤に対する支援がない」が46.7%、「企業側の理解が足りない」「相談員が不足している」がともに26.7%で続いています。

利用者の一般就労が進まない(定着しない)理由をみると「本人が仕事に対して不安を感じているため」が46.7%で最も高く、次いで「利用者に合った内容の仕事が見つからないため」が40.0%、「障がいがあるため」「職場の人間関係が難しいため」「職場への通勤に対する支援がない」がともに33.3%で続いています。

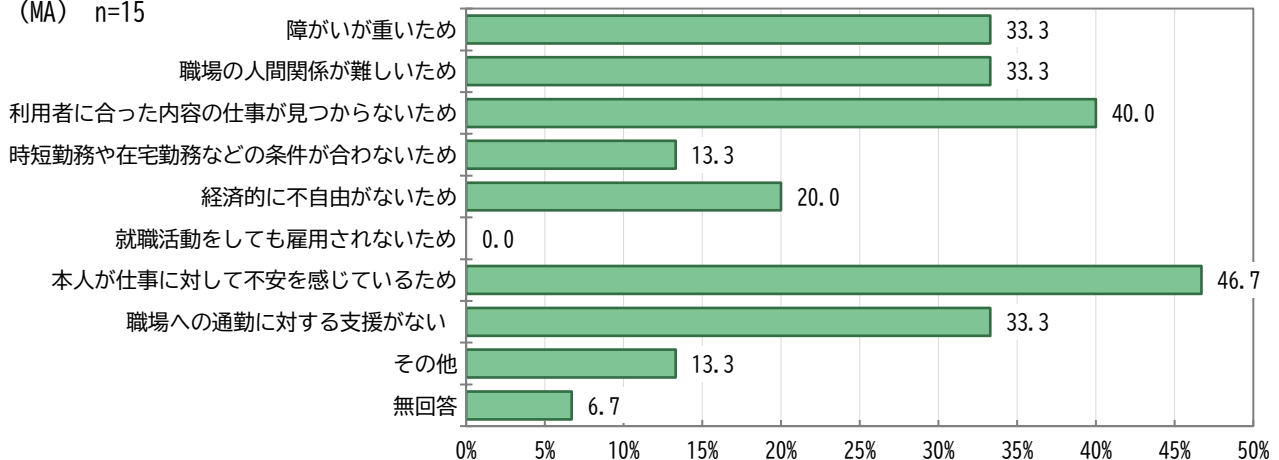
【利用者への就労支援を行う際の課題】

(MA) n=15



【利用者の一般就労が進まない (定着しない) 理由】

(MA) n=15



【就労支援に関する意見（自由回答要約）】

- 障がい特性と行動習慣、処方薬の副作用など、就労継続が困難になる原因についてのアセスメントが課題。
- 当事者が自分の障がいを受容できていないと、一般就労は難しい。
- 施設外の就労先や、B型からA型への移行、サポートを受けながらスキル向上を目指せる場など関係機関のほか、地域の企業など一般企業との連携が重要。
- 生活習慣やコミュニケーションの訓練、様々な事業の体験など本人のスキル向上に向けた取り組みが求められる。

（3）精神障がい者・強度行動障がい者の受け入れについて

【精神障がい者・強度行動障がい者の受け入れに関する意見（自由回答要約）】

- 本人の障がい特性により、集団行動が困難、気持ちの変動など、対応が難しいことがある。
- 他の利用者とのトラブルや職員の理解不足などが、支援を行う上で課題となっている。
- 事業所によっては、設備や関係機関同士の連携の問題、人材不足など、受け入れ体制の整備が困難。

（4）障がい児の支援について

【障がい児の支援に関する意見（自由回答要約）】

- 交流保育の実施、保育施設への職員研修の実施など、地域社会への参加・包容への取り組みを進めている。
- 誰でも参加できる地域行事の開催や交流イベントなど、地域の人が理解を深められる機会がほしい。
- 教育・保育機関等や地域との連携・情報共有が重要。

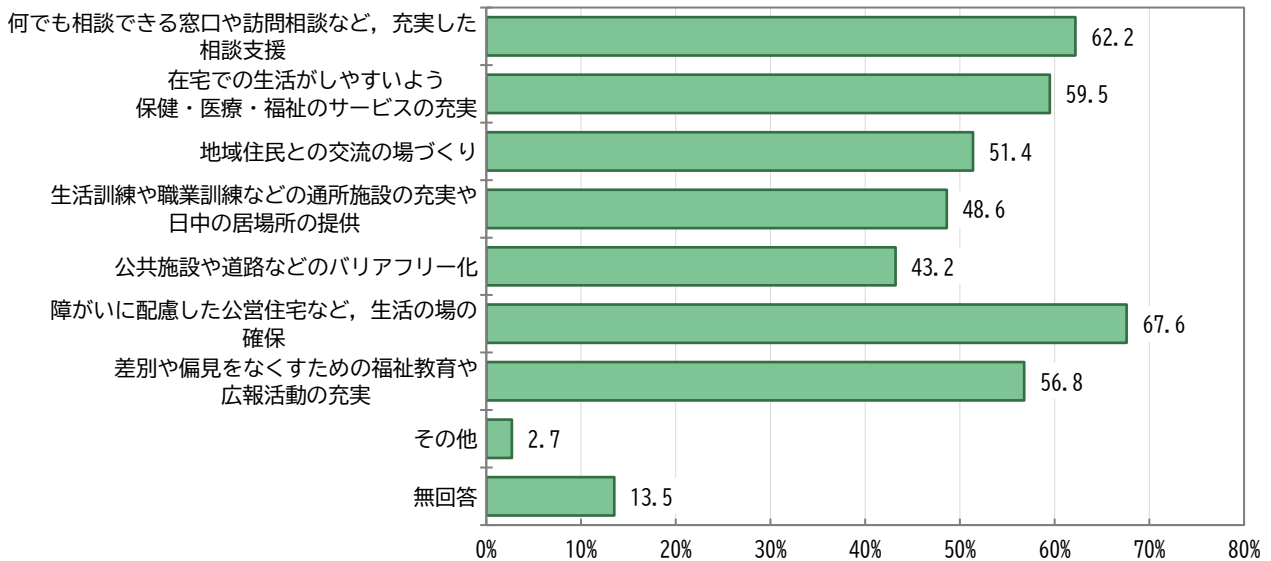
（５）地域生活の支援について

安全に過ごすことのできる生活の場の整備や、あらゆる課題に対応できる相談支援体制やサービスの充実が求められている。

障がい者が地域のなかで生活するための支援として、「障がいに配慮した公営住宅など、生活の場の確保」が 67.6%で最も高く、次いで「何でも相談できる窓口や訪問相談など、充実した相談支援」が 62.2%、「在宅での生活がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」が 59.5%で続いています。

【障がい者が生活するための支援】

(MA) n=37



【地域生活への支援に関する意見（自由回答要約）】

- 地域の人や周りの人の理解が必要。差別・偏見はまだ解消されていないため、幼少期からの意識付けなど効果的な意識啓発が求められる。
- 金銭的な問題を抱えている人もいるため、就労支援における賃金の適正化を図るなど、経済的な自立に向けた支援が必要。
- バリアフリー住宅や在宅サービスの充実をはじめ、困難事例への支援や家族支援など、柔軟な支援が求められる。

7 主な課題まとめ

1. 障がいや障がいのある人への理解・啓発について

障がい者対象のアンケート調査では、障がいを理由とした差別や嫌な思いをした経験について、全体では「ある」または「少しある」の合計が約4割となっている状況です。特に、知的障がい、精神障がい、発達障がいなど一目でわかりにくい障がいについては、理解が不十分な現状がうかがえます。

また、事業所においても、地域で生活するには地域の理解が必要とする意見がみられます。

そのため今後も、障がいの有無に関係なく一人の人間として権利が尊重されるよう、福祉教育の取り組みを推進し、広報・啓発活動の工夫と充実を図る必要があります。

2. 就労支援について

障がい者対象のアンケート調査では、収入面のほか、職場での人間関係に問題がある状況がうかがえます。本人の希望や適性に応じた就労を促進するとともに、就労を継続できるよう、就労先・本人の両方への支援が求められます。

また、事業所調査においては、就労定着が困難な理由として、本人の不安が大きいことも要因として挙げられています。

本人が安心して働き続けられるよう支援することは、経済的な自立や社会参加・社会貢献、生きがいづくりにもつながります。今後は就労支援の一層の充実を図り、本人の生活の質の向上を目指す必要があります。

3. サービスの質の向上について

障がい者対象のアンケート調査では、障がいの性質や本人のライフステージによって、支援ニーズが異なることがうかがえます。障がい者それぞれの多様な困りごとに対応するためには、多様なサービスを展開するとともに、質の向上に取り組むことが重要です。

一方で事業所調査では、人材不足によってサービス提供が困難になっている状況がみられます。ICT活用による業務効率化や福祉人材の育成など、職員の負担軽減に取り組み、多様化するニーズに対応できる柔軟な支援体制を整備することが求められます。

第 2 編

第 5 次笠岡市障がい者福祉計画

第1章 計画の基本構想

1 基本理念

障がいのある全ての人が 住み慣れた地域で 自分らしく暮らせる福祉のまちづくり



第1次笠岡市障害者福祉計画から継続して障がい者福祉を推進してきた基本理念や目標などを継承し、「障がいのある全ての人が 住み慣れた地域で 自分らしく暮らせる福祉のまちづくり」を引き続き本計画の基本理念として今後の障がい者福祉を推進していきます。

障がいの有無に関わらず住み慣れた地域で生活を続け、就労や社会参加をすることで社会の発展を担う一員となり、その発展による恩恵を平等に受けられる社会を実現します。

～基本理念達成のための視点～

- ノーマライゼーションの考え方にに基づき、障がいの有無に関わらず、個人の違いや多様性を認め合って共に生きる社会を目指します。
- 障がい者（児）が年齢に合わせて、自由に学校や就労先などを含めた生活の場を選び、自立して生活が送れる地域を目指します。
- 障がいがあることが生活の妨げとならないよう、段差などの物理的な問題、差別や偏見などの精神的な問題、就労や情報伝達などのあらゆる問題を解消するため、年齢や障がいの有無に関わらず多くの人が過ごしやすい環境づくりを目指します。

2 施策の推進目標

「障がいのある全ての人が 住み慣れた地域で 自分らしく暮らせる福祉のまちづくり」を実現するため、7つの推進目標を持って事業を推進していきます。

1 理解と配慮の促進

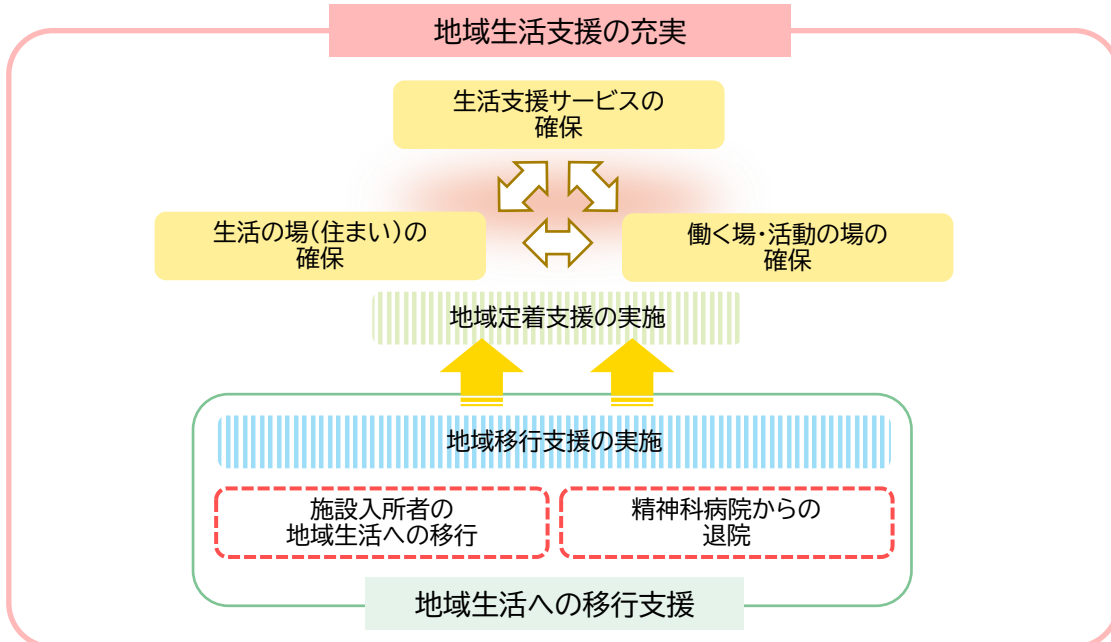
障がいの有無に関わらず、相互の人格と個性が認められ、差異と多様性が尊重される共生社会の実現のためには、あらゆる差別や偏見のない地域社会を築いていくことが重要となります。

障がいに対して正しく理解し、お互いに認め、支え合う社会を市民との協働で作りに上げていくため、幅広い市民参加による啓発活動をより一層推進していくとともに、障がいのある人との「ふれあい」を大切に交流についても充実を図ります。

2 地域生活支援の充実

障がいのある人が地域で自立した生活を継続して営むために、事業所の慢性的な人材不足を解消する人材確保体制を確保し、日常生活に必要なサービスを提供するとともに、不安や悩みを解消するための相談支援体制を確立し、安心して地域の中で生活できる社会づくりを目指します。

施設入所者や入院中の方についても、地域生活へと移行するために必要な支援について充実を図ります。



3 社会参加の推進

障がいのある人が自分の能力を最大限に発揮し自己実現を図るとともに、生きがいのある生活を送ることができるよう、社会活動・就労・スポーツ文化活動等を通じた心身の健康づくり、社会参加と交流の促進を図ります。

4 雇用と就労

就労することで収入を得ることは、地域で自立した生活を営むだけにとどまらず、社会参加、社会貢献、さらには生きがいにつながり、生活の質の向上においても重要です。

障がいのある人、一人ひとりの意思や能力に応じた就労の場の確保に加え、障がい者就労施設等での福祉的就労から一般就労への移行を促進するため、企業や学校、福祉施設、関係機関・団体等との連携・協力による支援体制の整備を図ります。

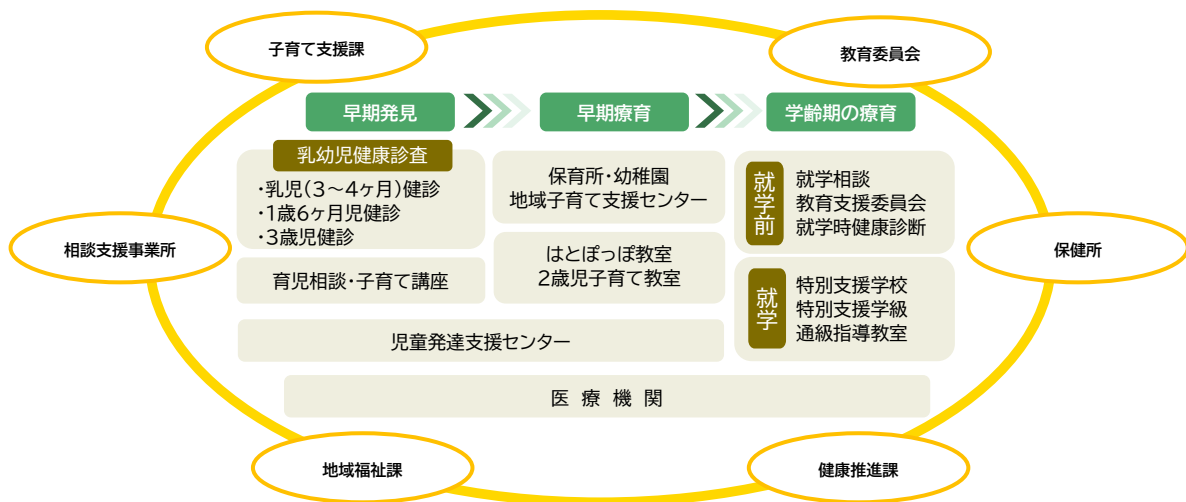
5 保健・医療の充実

健康の保持・増進のため、各ライフステージに応じた健康教育や健康相談、健康診査を実施し、心と身体の健康づくりを促進するとともに、障がいのある人が必要な医療を受けられるよう、医療費を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。また、こうした制度について周知・啓発に努めます。

6 障がいのある児童への支援

障がいの早期発見・早期療育を行い、障がいの程度や症状をできる限り軽減するため、療育支援体制の整備を図り、障がいのある児童の社会的自立とその可能性を広げるため、障がいの状態などに応じた適切な療育、保育、教育の充実に努めます。

また、発達障がいのある子どもの保護者等に対して、同じ親の立場から寄り添った支援を行うペアレントメンターの設置など、家族に対する支援について検討します。



7 安心・安全な福祉のまちづくりの推進

障がいのある人が、地域の中で自分らしく暮らしていくために、社会環境・生活環境について、バリアフリー化を推進します。さらに、ユニバーサルデザインの観点にも配慮しながら総合的な福祉のまちづくりに努めます。

また、障がいのある人に対する犯罪、事故の発生を防ぐとともに、災害や火災等の発生に対する避難誘導、救出、救護などの防犯・防災対策や緊急時対策を整備します。

3 施策体系

障がい者対象のアンケート及び事業所調査の結果から重要課題と思われるものについては重点施策と記載しています。

【基本理念】

障がいのある全ての人が

住み慣れた地域で

自分らしく暮らせる福祉のまちづくり

1 理解と配慮の促進

- (1) 理解の促進
- (2) 虐待防止
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 福祉教育の推進《重点施策》

2 地域生活支援の充実

- (1) 障がい福祉サービスの充実
- (2) 相談支援体制の整備《重点施策》
- (3) 情報提供の充実《重点施策》
- (4) 経済的支援
- (5) 支援のための人材と住居の確保《重点施策》
- (6) ヤングケアラーへの支援
- (7) 高齢障がい者への支援《重点施策》

3 社会参加の推進

- (1) 社会参加への支援
- (2) 交流の促進
- (3) スポーツ・文化活動等の推進《重点施策》

4 雇用と就労

- (1) 就労支援の充実《重点施策》
- (2) 福祉的就労の場の充実

5 保健・医療の充実

- (1) 障がいの早期発見
- (2) 疾病の予防
- (3) 医療・リハビリテーションの充実
- (4) 精神保健福祉の充実《重点施策》

6 障がいのある児童への支援

- (1) 相談支援体制の整備《重点施策》
- (2) 療育の充実
- (3) 特別支援教育の推進
- (4) 障がい児保育の充実
- (5) 医療的ケア児への支援
- (6) 障がい児家族への支援《重点施策》

7 安心・安全な福祉のまちづくりの推進

- (1) 福祉のまちづくりの推進
- (2) 防犯・防災体制の整備
- (3) ボランティア活動の推進

第2章 各施策の基本的な考え方

1 理解と配慮の促進

(1) 理解の促進



障がいのある人が地域の皆さんに支えられ、自立した地域生活を営むことのできる「福祉のまちづくり」のためには、市民一人ひとりが障がいについて正しく理解することがとても重要です。国では障害者差別解消法が改正され、合理的配慮の提供義務の範囲が広がるなど、障がいのある人への理解促進に向けた法整備が進められています。

笠岡市では、平成30年(2018年)には手話言語条例を制定し、また笠岡市・里庄町自立支援協議会と連携した講演会やフォーラムの開催、障がい児者相談支援交流会(民生委員、各市町相談員を対象)の実施、障がい者週間における広報・啓発活動の実施、広報紙へ障がいへの理解に関する記事を掲載するなど、障がいのある人への理解促進に向けて取り組みを進めてきました。

障がいに対する理解は様々な啓発活動によって徐々に広がりつつありますが、精神障がい、発達障がいなど一目でわかりにくい障がいについては社会全体では十分な理解が得られているとはいえない状況にあり、障がい者対象アンケートの結果では、障がいを理由とした差別や嫌な思いをした経験について、全体では「ある」または「少しある」の合計が約4割程度となっています。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現のため市民全てが障がいに対する理解を深め、障がいのある人への差別解消を図っていく必要があります。

今後の取り組み

① 研修会・講演会等の開催

市民が障がい者福祉について関心を持ち理解を深めるため、各種研修会や講演会、フォーラム等を開催します。実施にあたり、テーマや内容等について笠岡市・里庄町自立支援協議会と連携を図り、理解を深めていきます。

また、精神障がいについてスピーカーズ・ビューローの方々と連携した研修会を民生委員地区会議等で実施し、理解の促進に努めます。

※スピーカーズ・ビューロー：精神疾患や精神障がいを理由に受けってしまう偏見の訂正や誤解の解消に取り組むために自分の体験や思いを講演し、また互いの交流を通して理解を深め、精神保健福祉に対する正しい知識の普及をしていく活動

② 障害者週間を中心とした広報・啓発の推進

毎年12月3日から12月9日までの「障がい者週間」を中心に、障がい福祉施設や笠岡市・里庄町自立支援協議会等と連携し、障がいについて正しく理解し、人権を尊重し認め合う地域づくりのための広報・啓発活動を推進します。

③ 広報紙・SNS等の活用

「広報かさおか」や市のホームページ等を通じて、発達障がいを含め障がいの特性を正しく認識し、理解を深めるとともに認め支え合う気持ちを育むための記事を掲載します。

④ 障がい者団体等による啓発活動の支援

障がい者団体等が行う啓発活動に対し、その効果が広く浸透するよう、企画や運営等について支援を行います。また、啓発活動の輪が広がるよう、各団体の連携体制の強化を図ります。

⑤ ヘルプマーク・ヘルプカード・ヘルプシールの活用の推進

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見から分からない方々がヘルプマーク・ヘルプカード・ヘルプシールを活用することにより、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得られやすくします。また、ヘルプマーク・ヘルプカード・ヘルプシールを見かけた周囲の方が、障がいのある人へ声を掛け、障がいの特性や、対応方法を理解するきっかけとなるよう、ヘルプマーク・ヘルプカード・ヘルプシールの周知に努めます。

◆ ヘルプマーク



◆ ヘルプカード

あなたの支援が必要です		ヘルプカード		【私の医療情報】	
岡山県笠岡市		緊急の際は、カードの中を見てください		障がいや病気の名称と持ちよう	
カブこくん		カブこくん		飲んでいる薬	
年 月 日記入		性別		アレルギー等	
ふりがな		血液型		かかりつけ医療機関	
名前		男・女		機 関 名:	
住 所		型 Rh+-		電 話 番 号:	
生年月日				主 治 医:	
第1連絡先:				お願いしたいこと	
電 話 番 号:				_____	
第2連絡先:				_____	
電 話 番 号:				_____	
第3連絡先:				_____	
電 話 番 号:				_____	
災害時の家族の集合場所				このカードの中にお願したいことが書いてあります。中を開いて見てください。	

◆ ヘルプシール



笠岡市では、ヘルプマークとヘルプカード・ヘルプシールを無料で交付しています。希望される方は、笠岡市役所地域福祉課へお問い合わせください。

・お問い合わせ先：笠岡市役所地域福祉課 電話 0865-69-2133

⑥ 市職員の研修

市職員は、「障がいを理由とする差別を解消するための職員対応要領」を理解し地域の中で障がいに対する理解を広めるリーダーとしての役割を担うため、職員研修の中に障がい者福祉の項目を取り入れるとともに、障がい福祉施設での実地研修を行い、資質の向上を図ります。さらに、新規採用職員に対しては、障がいや障がいのある人についての理解を深めるために「かさおかふれあいスポーツ大会」に参加するなどの研修を継続して実施します。

⑦ 障がい者差別解消に向けた取り組み

障害者差別解消支援地域協議会を開催し、地域における障がい者差別に関する相談等について情報の共有を図るとともに、障がい者差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うネットワークの構築を図ります。また、地域協議会を組織することにより、地域全体の相談対応力の向上につながるよう努めます。

（２）虐待防止



虐待は人の尊厳を害するものであり、障害者虐待防止法では、障がいのある人に対する虐待を禁じています。

笠岡市では、市内の事業所等へ虐待防止の研修会を実施するなど、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう虐待の防止、虐待を受けた障がいのある人の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する支援を行える体制づくりを実施しています。また、弁護士や施設関係者等で構成される障害者虐待防止支援チームを設置し、実際に対応している虐待ケースの協議を年４回実施するなど、虐待防止の体制の強化に取り組んでいます。

虐待の背景には、支援者側の知識や技術の問題、過大な負担によるストレスなど、様々な要因が関わっていることもあります。障がいのある人だけでなく養護者に対しても支援を行い、虐待防止に努めることが重要です。

今後の取り組み

① 虐待防止に向けた体制整備

障がいのある人に対する虐待を防止するため、市民や施設職員、企業等に対する研修会を実施するなど啓発に努め、虐待防止に向けた意識の向上を図ります。

また、地域福祉課に設置された障害者虐待防止センターは、虐待と疑われる情報提供があった場合は、速やかに関係機関と協議を行い早期対応・早期解決を図ります。

障害者虐待防止法では、「障害者虐待」を受けたと思われる障がいのある人を発見した場合の速やかな通報が義務付けられています。笠岡市における通報先は次の通りです。

・笠岡市役所地域福祉課 電話 0865-69-2133

② 虐待を受けた障がいのある人の自立支援

虐待を受けた障がいのある人への対応については、専門家を含めた関係機関と協議し、自立に向けた支援を推進します。養護者による虐待のケースについては、関係機関との連携により養護者に対する相談支援体制を整備します。さらに、弁護士や施設関係者等で構成される障害者虐待防止支援チームを活用した効果的な対応により、早期解決に努めます。

(3) 権利擁護の推進



知的障がいのある人や精神障がいのある人など、判断能力やコミュニケーション能力に障がいがある人は、財産管理や生活上の手続き等において様々な権利侵害を受ける危険性があるため、これらの障がいのある人の権利や財産などを守る取り組みが必要です。こうした障がいのある人などの財産や権利を守るために、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」などの制度が整備されています。

笠岡市では令和4年（2022年）に笠岡市・里庄町成年後見センターを開所し、成年後見制度の利用促進のための中核機関として、判断力が不十分な認知症や障がいのある人からの相談に対して迅速に対応しています。

今後、一人暮らしの障がいのある人や認知症高齢者の増加、入所施設や病院からの地域移行の促進など、権利擁護に関わる制度を必要とする人が増えることが予測されています。今後は制度について広く周知するとともに、より利用しやすい仕組みづくりに取り組むことが必要となっています。

今後の取り組み

① 権利擁護の周知

障がいのある人の家族や地域の福祉関係者、サービス提供事業所などに対し、障がいのある人の権利擁護に対する理解を深めるとともに、各種制度について周知を図ります。また、民生委員等を対象に笠岡市・里庄町成年後見センターと連携し、権利擁護研修会を引き続き実施します。

② 日常生活自立支援事業の推進

障がいにより判断能力が不十分な方が、安心して日常生活を営むための金銭管理や、ホームヘルプ、配食サービスなどの様々な契約を支援する日常生活自立支援事業（笠岡市社会福祉協議会が実施）を周知し、利用を促進します。

③ 成年後見制度の利用の促進

成年後見制度利用促進基本計画に基づき、障がい等により判断能力が不十分な方に対して財産管理や福祉サービス等の利用契約さらに遺産分割などの法律行為を支援するための成年後見制度を周知し、利用を促進します。

（４）福祉教育の推進《重点施策》



市民対象のアンケート調査では、手助けを必要とする人が身近にいる（いた）人ほど福祉への関心が高い傾向にあるという結果になっています。障がいのある人への理解の促進に向けては、幼いころからの福祉教育は非常に重要です。

これからの笠岡市を担う子どもたちが障がいについて正しい理解を持って成長するよう、ボランティアなどの体験的な福祉教育を推進するとともに、障がいのある人との交流を通じた障がい者福祉に関する意識の向上を図ります。また、必要に応じて、保育所(園)、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校における実施内容の見直し等を行っていきます。

また、若年層～壮年層の市民を対象に高齢者等の生活支援ニーズに対応する生活支援サポーター養成講座等といった地域福祉活動のきっかけとなる講座や体験事業の充実に努めます。

今後の取り組み

① 学校での福祉教育の推進

インクルーシブ教育及び共生社会を実現するために、小中学校及び高等学校において「教科」「道徳」「総合的な学習の時間」「地域学」「特別活動」「学校行事」等の時間を活用し、車いす体験、アイマスク体験、高齢者疑似体験等の体験活動を推進します。

また、笠岡市社会福祉協議会や福祉施設等と連携し、「いきいきチャレンジ（職場体験）」での福祉施設訪問や当事者による講演会などを通じて、障がいに対する理解を深める取り組みを充実します。

② 福祉体験活動の推進

障がいを理解するためには、障がいのある人とふれあうことが大切です。これまで、新型コロナウイルス感染症の流行等により体験活動の規模が縮小していましたが、規制が緩和されてきた状況を踏まえ、笠岡市社会福祉協議会が行う「夏のボランティア体験」との連携など、今後はより一層体験活動の充実に努めます。

また、出前講座では笠岡市社会福祉協議会や福祉施設等と連携し、体験型学習を取り入れるなど障がいへの理解を深める取り組みを充実します。

③ 人権教育の推進

障がいのある人が地域で暮らすためには、個性と人格を尊重し、支えることによって共生できる社会づくりが求められます。

市民の人権意識を高めるため、全市民を対象とした「人権教育講演会」や「人権週間のつどい」をはじめ、各地域で行う「地域公民館人権啓発事業」、さらに小・中学校の保護者を対象とした「PTA人権教育推進事業」など、人権教育を推進します。講演会では、今後も様々な人権のテーマを取り上げ、人権推進課と協議をしながら「障がい」をテーマにした講演会等を実施していきます。

2 地域生活支援の充実

(1) 障がい福祉サービスの充実



国では障害者総合支援法の見直しが進んでおり、障がいのある人が希望する生活を実現できるよう、地域生活の支援体制の充実や多様な就労ニーズへの対応について検討されています。

障がい者対象アンケート調査結果より、障がいの特性やライフステージに応じて変化する困りごとへの対応が求められている一方、事業所調査では今後の障がい福祉サービスの充実に向けて人材の確保が大きな課題となっていることがうかがえます。障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して豊かな生活を営むことができるよう、在宅での生活を支える福祉サービスの充実を図るとともに、業務効率化や人材の確保・育成に取り組み、支援を必要とする人に対して必要なサービスが提供される体制づくりに努めます。

また、障がいのある人の地域移行を促進するためにも、障がいのある人が安心して生活できるグループホーム等の住まいの場の確保を図っていきます。

今後の取り組み

① サービス提供体制の充実

障がい福祉サービスの提供については、一般相談支援事業者と特定相談支援事業者からの情報に基づき、日常生活に必要なサービス提供の充実を図ります。

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスをはじめ、障がいのある人の地域生活を支援する各種サービスの提供基盤の整備及び拡充を目指します。

さらに、相談支援事業所等と連携しながら、障がいの特性に応じたサービスを提供することで、日常生活の安定と向上に努めます。

② 訪問系サービスの充実

地域の中で自立した生活を営むには「居宅介護」をはじめ、訪問系サービスの充実が求められるため、必要な時に必要なサービスを受けることができるよう事業所に対しサービス提供体制の充実や新規参入を働きかけるとともに、必要な支援を実施します。

今後、地域移行支援事業による入所施設や精神科病院からの地域生活への移行により「居宅介護」の利用が増加することが予想されるため、地域移行支援を行う相談支援事業所と居宅介護事業所との連携を図り、円滑なサービス提供に努めます。

市内に重度訪問介護事業所ができた一方で、行動援護ではサービスを提供する事業所がないため、引き続き県と情報共有を行い、新規参入が図れるよう努めます。

③ 日中活動系サービスの充実

市内には「生活介護」を提供する事業所が少ないことから、生活介護事業所の拡充に向けて、事業所へ働きかけを行い新規参入を促進します。また、介護保険施設を含め、既存の社会資源との併用によりサービス提供体制の確立に努めるとともに、事業所とも連携を図りサービスの充実に努めます。

④ 居住系サービスの充実

グループホームは、地域移行支援事業による地域生活の場でもあるため、地域で自立した生活を営む訓練の場として期待されており、今後より一層利用者の増加が見込まれます。そのため、身体・知的・精神障がいのそれぞれのグループホームが設置されるよう事業所へ働きかけ、事業参入や事業拡大を促進します。

⑤ 重症心身障がいのある人及び介助者への支援

重度の心身障がいのある人への支援については、生活介護や短期入所などのサービスが受けにくい状況であり、特に医療的ケアの必要な人はサービスを提供する事業所が限られています。

そのため、障がいの特性に応じた適切なサービスを受けることができるよう、サービス提供事業所へ要請し新規参入を促進するほか、事業を実施している事業所に対しては利用枠の拡大を促します。さらに、重症心身障がいのある人が地域で安心して暮らすことができ、また介助者が一時的な休息を取りやすいよう、引き続き、短期入所サービス拡大促進事業を実施します。

⑥ 移動サービスの充実

社会参加のために重要となる移動サービスについては、サービス提供事業所と連携し、人材確保や従事者の資質の向上を図り、サービス提供体制の確立に努めます。

また、移動サービスのニーズが増加することが予想されるため、事業所の新規参入を促進します。視覚障がいのある方に対しては「同行援護」の周知を図り、サービスの利用を促進します。

⑦ 地域移行・地域定着の支援の充実

長期間の施設入所や入院中で、地域での生活を希望する方については、グループホームでの生活体験、さらに訪問系や日中活動系のサービスの提供、自立した生活のための様々な支援を行い、地域生活への移行を促進します。また、地域生活への移行へは地域体制の整備と関係機関との連携が不可欠であるため、支援ができるよう体制の構築と連携に取り組みます。

⑧ 地域生活支援拠点の整備及び運用

親亡き後の問題や、障がいのある人の高齢化・重度化、緊急時の対応など、障がいのある人が地域で生活するうえでの課題へ対応できるよう、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点の整備及び運用を進めます。

⑨ 地域福祉の推進

子どもから高齢者、障がいの有無などに関わらず、全ての人が安心して地域で暮らせる仕組みづくりに向けて、有償ボランティア等も活用した住民同士の支え合いを推進するほか、ひきこもり等の孤独・孤立の課題を抱える人への支援に向けたネットワークづくりに取り組みます。また、重層的支援体制整備事業において複雑化・複合化した課題を抱える方への対応についても強化を図ります。

⑩ 福祉用具の利用促進

市職員が補装具や日常生活用具に関する知識を深め、福祉用具を希望している人に対して、障がいの特性に応じた福祉用具を給付することにより、日常生活の安定と向上を図ります。また、引き続き福祉用具について制度案内等で周知を行い、福祉用具を必要とする人へ給付を行います。

(2) 相談支援体制の整備《重点施策》



障がい者対象アンケート調査では、障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこととして「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が最も高い割合となっており、相談に対するニーズが高いことがうかがえます。地域での自立した生活を継続するためには日常生活に関することを気軽に相談でき、必要な支援を行う体制は非常に重要です。

近年、これまでの障がい者福祉分野や高齢者福祉分野といった分野ごとの支援では対応できない複合的な課題の顕在化が進んでおり、国ではこうした状況を踏まえて包括的相談支援、参加支援、地域づくりという3つの支援を一体的に推進する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

笠岡市では、「笠岡市・里庄町相談支援センター」を中心に、地域で安心して生活できる相談支援体制の構築に努めるとともに、重層的支援体制整備における各機関の連携強化を図っているところです。今後は市内の様々な相談窓口との連携を行い、どこからの相談であっても支援につながる体制づくりを進めます。

今後の取り組み

① 相談窓口の充実

障がいのある人やその家族からの相談については、専門機関である「笠岡市・里庄町相談支援センター」や「笠岡市社会福祉協議会」（笠岡市地域包括支援センターを含む。）をはじめ、地域での身近な相談窓口である障がい者相談員や民生委員・児童委員の周知を行い、気軽に相談できる体制づくりに努めます。

② 支援体制の充実

各相談窓口寄せられた相談について、専門性を必要とする場合や関係機関の連携が必要なケースについては、社会福祉事務所や笠岡市・里庄町相談支援センターを中心に支援体制を確立します。

支援にあたっては関係団体や機関が連携し、迅速に支援体制を整えるため、日頃から情報交換を行い、協力体制を構築します。

③ 相談員の資質の向上

相談窓口寄せられる相談は多様化し、専門的知識を必要とする内容が増加していることから、笠岡市・里庄町自立支援協議会等の関係機関と連携し、研修会を開催するなど資質の向上と相談員同士の連携強化を図ります。

(3) 情報提供の充実《重点施策》



日常生活の中で、障がいのある人自身が選択・決定を行うためには「情報を得る」ことが非常に重要となっています。国では令和4年（2022年）に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、それぞれの障がいの種類や程度に合わせた手段で情報が取得できるよう環境整備に取り組むこととされています。

笠岡市ではこれまで、パンフレットでの説明、広報紙への掲載、音訳の提供、情報・意思疎通支援用具の活用等により情報取得の障壁を除くように努めてきました。今後も、様々な情報を正確に得られるように情報のユニバーサルデザイン化を推進し、障壁となっているものに対してはその障壁の除去に努め、提供する情報内容の充実を図ります。

今後の取り組み

① 情報提供の充実

日常生活の中で必要となる福祉制度については、パンフレットや「広報かさおか」「声の広報」、市のホームページなどで周知するとともに、視覚障がいのある人には音訳などの方法で情報提供を充実します。

② 情報支援機器の利用促進

視覚障がいや聴覚障がい、音声言語機能障がいなどにより情報・意思疎通支援用具を必要とする人には情報支援機器の活用を促進し、効果的に情報が得られる環境づくりに努めます。

(4) 経済的支援



障がい者対象のアンケート調査では、経済状況について心配している層（「多少心配」＋「非常に心配」）は6割程度となっています。現在の生活で困っていることについては「生活費に関すること」の割合が2番目に高く、地域で生活するために必要な支援としては「経済的な支援」が最も高くなっていることから、経済的な不安の軽減が非常に重要となっています。また、家族の高齢化や親が亡くなった際に、障がいのある人が精神的にも経済的にも不安定な状態になってしまう現状があります。

障がいのある人が、地域で自立して安定した生活を営むためには生活費の確保も重要な課題であり、国や県と連携して各種手当・年金制度などの周知を図ることが重要です。

今後の取り組み

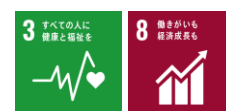
① 各種福祉手当等の支給

各種福祉手当や障害年金について受給対象となる人に、手続き等についてわかりやすく確実に情報提供を行い、経済的自立を支援します。

② 各種助成・減免制度等の周知

福祉基金で行う市独自の助成制度や民間企業の割引制度等、受給対象となる人に周知を図り、日常生活における経済的負担の軽減を図ります。

(5) 支援のための人材と住居の確保《重点施策》



事業所調査では、事業所の運営に関する問題として、「職員(従事者)の確保が難しい」と回答した割合が最も高く、人材不足によりサービス提供が困難になっている状況がみられます。

また、障がい者が地域のなかで生活するための支援として、「障がいに配慮した公営住宅など、生活の場の確保」が必要と回答した割合が最も高くなっており、福祉関連団体等からは、精神障がい者の地域移行に向けて、退院後すぐに地域で生活することが難しい人の受け入れ先が必要という声も挙がっています。

笠岡市では、事業所の人材確保に向けた取り組みを推進し、支援を必要とする人に対して必要なサービスが提供される体制づくりに努めます。

また、地域での自立した生活を推進するため住宅の確保に努めるとともに、グループホームの整備を推進します。

さらに今後、利用者の高齢化、施設の老朽化や管理の効率化を見込み、施設の整備を行う場合にはバリアフリー化に向けて可能な支援を行います。

今後の取り組み

① 事業所に勤務する人材の確保

支援を必要とする人に対して必要なサービスが提供できるよう事業所に就職する職員への支援など事業所の人材確保に向けた取り組みを推進します。

② 住宅改修の促進

住み慣れた自宅での生活を維持するため、住宅改修費給付事業の活用により段差解消や手すりの設置など、利便性や安全性の向上を図るための住宅改修を促進します。また、制度案内等で住宅改修について引き続き周知していきます。

③ 住宅の福祉対応型化

地域での生活を可能にするため、市営住宅などの既存施設のバリアフリー化を推進するとともに、入居を継続したまま実施できる長寿命化型の整備を先行して行い、必要に応じて福祉対応型の整備に努めます。

また、障がいのある人が安心して安定的に地域生活を送ることができるよう、日常生活の支援や援助を行うグループホームの整備を推進します。

(6) ヤングケアラーへの支援



地域がヤングケアラーに関する取り組みについて理解し、家庭が安心できる社会環境を築くため、支援体制を整備します。さらに、親に代わって家事等を行うことに対する悩みや不安について相談に応じる総合的な相談支援体制を整備します。

今後の取り組み

① ヤングケアラーへの支援

親に代わって家事等を行うことへの不安や悩み、ストレスの解消を図るため、保健師等が家庭を訪問し、健康保持・増進を図るとともに学業との両立等の相談に応じます。

また、地域がヤングケアラーに関する状況について理解し、家庭が安心できる社会環境を築くため、ヤングケアラーに対する相談支援体制を整備します。

(7) 高齢障がい者への支援の充実《重点施策》



近年、障がい者の高齢化が進んできており、これまで支援していた親族が亡くなり、成年後見制度を利用するケースや障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行に関するケース対応の件数が増えています。円滑な介護保険サービスへの移行に向けて、ケアマネジャーや地域包括支援センター等の高齢者の関係機関との情報共有を進め、関係機関との連携による高齢障がい者への支援体制の充実に努めます。

今後の取り組み

① 介護保険サービスとの連携

高齢の障がい者に対し、障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行が必要な場合、円滑に移行することができるよう、障がいのある人本人やその家族に対する情報提供、障がい福祉サービス事業所と介護保険事業所との間の情報共有や共生型サービスを提供する事業所の拡大を図るなど、支援の充実に努めます。

② 日常生活自立支援事業の推進（再掲）

障がいにより判断能力が不十分な方が、安心して日常生活を営むための金銭管理や、ホームヘルプ、配食サービスなどの様々な契約を支援する日常生活自立支援事業（笠岡市社会福祉協議会が実施）を周知し、利用を促進します。

③ 成年後見制度の利用の促進（再掲）

成年後見制度利用促進基本計画に基づき、障がい等により判断能力が不十分な方に対して財産管理や福祉サービス等の利用契約さらに遺産分割などの法律行為を支援するための成年後見制度を周知し、利用を促進します。

④ グループホームの充実

障がいのある人を含む家族の高齢化に対応できるよう関係機関と協力し、障がいのある人が安心して安定的に地域生活を送ることができるよう、日常生活の支援や援助を行うグループホームの整備を推進します。

3 社会参加の推進

(1) 社会参加への支援



障害者基本法では、「全ての障害者は、社会を構成する一員として社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」として、共生社会の実現を図っていくことが定められています。国では障害者差別解消法が改正され、民間事業者にも合理的配慮の提供義務が課されるなど、障がいのある人の社会参加に向けて法整備が進められています。

笠岡市では、意思疎通支援事業や同行援護サービスを周知し利用してもらうことにより、障がいのある人の社会参加を図っています。一方で、近年はレジや券売機など生活のあらゆる場面において自動化・無人化が進んでおり、障がいのある人にとって利用しにくくなっているという声も挙がっています。

今後も障がいのある人と社会との関わりを維持していくために、意思の疎通や移動がその妨げにならないよう社会潮流に即した社会参加支援に努めます。

今後の取り組み

① コミュニケーション支援事業の充実

聴覚や言語機能に障がいのある人の社会参加を促進するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーション手段を確保します。

また、手話通訳者や要約筆記者の派遣調整や養成を行い、確保と資質の向上を図るとともに、関係団体の活動を支援します。

② 外出支援のための制度の周知

視覚障がいがある人の外出を支援するため、「同行援護」のサービスを周知し外出を支援します。

利用ニーズの高い移動支援事業については、県や事業者と連携し、サービスの提供体制の充実を図ります。また、今後利用者の増加が見込まれる福祉有償運送については、既存の事業所の事業拡大や新規事業所の参入を推進します。

また、経済的負担軽減のため、バス・船舶等の公共交通機関の割引や助成制度の周知を図ります。

(2) 交流の促進



障がいや障がいのある人についての理解を深めるためには、実際に「ふれあう」ことが大切です。笠岡市が年1回開催している、障がい者福祉への理解及び広報活動と利用者の社会参加を目的とした「かさおかふれあいスポーツ大会」においては、市内の福祉事業所とその関係団体が集まり、障がいのある人との交流を図っています。

また、倉敷市が年1回開催している、高梁川流域の障がい者福祉への理解及び広報活動を目的とした「高梁川流域くらしきフォーラム」においては、多くの近隣市町の福祉事業所とその関係団体が集まり、障がい者福祉の情報発信等を行っています。

今後も、ボランティア活動等を通じた障がいのある人との交流を進めるため、様々な地域行事を通じて啓発・広報を積極的に展開していくとともに、地域における交流機会を探りながら、障がい福祉サービス事業所と連携して、交流や理解を深める取り組みを進めていきます。

今後の取り組み

① 地域福祉活動での交流機会の充実

障がいのある人を民生委員・児童委員や笠岡市社会福祉協議会などの福祉関係者をはじめ、地域住民が見守り支える活動を行うことにより、地域の中での自立した生活が送れるよう努めます。笠岡市社会福祉協議会が行う「いきいきサロン活動」など、関係機関と連携し地域における福祉活動を充実します。

さらに、平成29年(2017年)に開所した、福祉的就労後の余暇支援等を目的とした「障がい者集いの場」を活用して、地域住民との交流を図っていきます。

② 障がい者施設と地域との交流

地域住民が障がいのある人と交流し、ふれあいを重ねることにより障がいへの理解を深めることができます。そのため、障がいのある人が多く参加する障がい者施設が行う行事やイベントなどへの地域住民の参加を促進し、各福祉事業所の日ごろの活動報告や製品の紹介を通じて、障がいについての理解を深める取り組みを充実させます。

③ 地域イベントへの参加

障がい福祉サービス事業所と連携して、様々なイベントに障がいのある人が参加できる環境を整え、地域の中で、障がいのある人が暮らしていることを自然に認めることのできる社会づくりに努めます。

(3) スポーツ・文化活動等の推進 《重点施策》



障がいのある人が、スポーツや文化活動等を楽しむことができる機会を持つことは、自立と社会参加の促進につながります。国では令和3年（2021年）に東京オリンピック・パラリンピックが開催され、共生社会に対する理解・関心の高まりとスポーツの機運向上の契機となりました。また、平成30年（2018年）には障害者による文化芸術活動の推進に関する法律、令和元年（2019年）には視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律が施行されるなど、文化芸術の分野においても障がいのある人が参画できるよう法整備が進んでいます。

笠岡市においては現在、かさおかふれあいスポーツ大会や文化活動に参加する機会を提供しています。今後も、多種多様なスポーツや文化活動を推進し、障がいのある人の生活を豊かにするよう努めます。

今後の取り組み

① 障がい者スポーツ等の促進

「岡山県障がい者スポーツ大会」や「かさおかふれあいスポーツ大会」等でスポーツやレクリエーションに参加する機会を提供し、楽しみや仲間づくりなどスポーツ等を通じた生きがいを推進します。

また、多種多様なスポーツを楽しむことができるよう、専門的な指導員の育成に努めます。

② 文化・芸術活動の促進

心豊かにうらおいのある生活を営むため、障がい者アート展のような「社会参加促進事業」などで文化・芸術活動に参加する機会を提供するとともに、「笠岡市生涯学習フェスティバル PR ポスターデザインコンテスト」など作品等を発表する機会の確保に努めます。

また、今後も引き続き書き初め大会等のボランティアの人等と交流しながら楽しく芸術にふれる機会を提供するとともに、文化施設の見学や創作活動等の要望に応えられるよう努めます。

③ 各種団体との連携

生活を豊かに、心を豊かにするスポーツや文化活動を充実するため、公民館における手話講座の実施や図書館でデージー図書（録音図書）の貸出を実施するなど、今後も市内外で活動する団体との交流や連携を進め、活動の充実を図ります。

また、障がいのある人たちの活動を発表する機会を設けるなど、生涯学習としての生きがいを推進します。

4 雇用と就労

(1) 就労支援の充実 《重点施策》



障がいのある人の就労については、生計を維持する経済的側面だけでなく、社会の一員として自覚をもつ社会的側面、生きがい等の精神的側面という大きく3つの側面を持っており、きわめて重要な分野となっています。地域の中で生きがいを持って自立した暮らしを送るためには、障がいの種別や特性、ニーズに応じた多様な働き方が選択できる環境づくりが必要となります。

国では令和4年(2022年)に障害者総合支援法を改正しており、障がい者の多様な就労ニーズへの対応として新たな就労支援サービスである「就労選択支援」を創設することとしています。また、令和5年(2023年)より改正障害者雇用促進法が順次施行予定となっており、法定雇用率は、令和8年度(2026年度)以降民間企業では2.7%に、地方公共団体では3.0%に引き上げられることとなっています。こうした動きを踏まえ、市内の企業に対するさらなる周知啓発が求められます。

障がい者対象のアンケート調査では、仕事での不満や困りごととして、収入面や職場での人間関係を挙げている割合が高くなっており、本人の希望や適性にあった就労支援が求められます。

笠岡市では、就労支援員を配置しており、発達障がい・精神障がいなど障がい特性に応じた支援を行っています。今後も、関係機関と連携しながら、本人の障がい状況を把握し、一般就労へつなげていきます。

今後の取り組み

① みんな就労支援センターの設置

障がいのある人の能力や適性に応じた就労に向けて、みんな就労支援センターを設置し、「ハローワーク」等の関係機関と連携し、企業訪問を実施するとともに、「笠岡市・里庄町相談支援センター」や「倉敷障がい者就業・生活支援センター」等の関係機関と連携し、就業相談や就労支援、職場への定着支援などの総合支援を推進します。

また、就職後の職場定着率向上のため、就労支援員によって障がいのある人の不安等についてきめ細かく把握・対応するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携を図り、就労促進につなげます。

② 障がい者雇用の広報・啓発の充実

障がいのある人の雇用を促進するため、「障がい者雇用奨励金」等障がい者雇用に係る助成制度や障がい者雇用率制度についての周知を図ります。

また、「笠岡市・里庄町自立支援協議会」と連携し、管内の企業に対し、障がい者雇用を促進する取り組みを充実します。

③ 多様な就労ニーズへの対応

就労意欲のある障がいのある人が自身の希望や適性に合った職業を選択する「就労選択支援」が創設されたことを踏まえ、笠岡市においても相談支援と就労支援の連携を深めることで個人の希望や適性をしっかりと把握し、それぞれの状況にあった多様な就労を促進します。

さらに、農業分野においても障がい者の就労を促進し、農業分野と福祉分野の双方にとって有益となるよう農福連携を図ります。

④ 公共機関の障がい者雇用の促進

障がい者雇用に推進する立場から、市役所等の公共機関が積極的に障がいのある人の雇用に推進するとともに、雇用する職域の拡大を図ります。また、障がいの特性に合った職場を提供し、障がいがあっても安心して働ける場の確保に努めます。

(2) 福祉的就労の場の充実



福祉的就労を希望する障がいのある人に対しては、就労継続支援A型またはB型の利用を提供します。加えて、障害者優先調達として就労支援施設等への業務、商品等の発注を推進し、障がいのある人の経済的な自立を促進します。

今後の取り組み

① 福祉的就労の充実

企業等での就労が困難な人に対し、能力や適性に応じた福祉的就労の場を確保し、働くことの喜びや生きがいを持てるよう支援します。

福祉的就労の支援とともに、一般就労に向けた体制と支援の充実を図ります。

また、障がい者雇用に取り組む事業所を対象に支援を行い、障がい者の雇用の安定を図ります。

② 障害者優先調達等による経済的自立の推進

就労支援施設等への優先的かつ積極的な物品や業務の発注をより一層進めるとともに、障がい者就労施設が関わる物品の販売などを支援し、障がいのある人の経済面の自立を進めます。

③ 障がいのある人の居場所づくりの推進

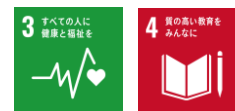
障がいのある人の地域生活を支援するため、地域の実情に応じた創作的活動または生産活動の機会の提供を行い、社会との交流の促進を図る地域活動支援センターを実施し、居場所づくりを進めます。

また、就労支援事業所などで働く障がいのある人が仕事を終えた後に集う交流の場として、平成29年（2017年）に開始された「障がい者集いの場」を活用し、障がいのある人の仲間づくりや自立支援につなげます。

さらに、障がいのある人が仕事後に過ごす場を提供することで、保護者が安心して働ける環境づくりに努めます。

5 保健・医療の充実

(1) 障がいの早期発見



障がいを早期発見し、本人にとって必要な支援につなげることは、養育者が本人の特性を理解し、本人の健全な成長発達を促し、自分らしく充実した生活を送るために大変重要です。

笠岡市では平成 28 年度（2016 年度）から臨床心理士を雇用し、幼児期から本人や養育者へのアプローチを行い、必要に応じて所属機関等と連携しながら専門医療機関や療育機関等へつなげる体制を整えています。

今後も引き続き、障がいのある幼児、児童、生徒の支援を充実させるため、医療・福祉・教育機関等が連携し、乳幼児期から就学後まで一貫した計画的な支援が受けられる体制を整備します。

今後の取り組み

① 乳幼児健康診査等の充実

健康管理や成長発達の支援のため、所属の保育所(園)、認定こども園、幼稚園とも連携しながら健康診査受診の勧奨、健康診査を受診しない未受診者への対応に努め、全ての乳幼児の健やかな成長を推進します。さらに、発達に課題が認められた子どもや集団生活において困り感のある子どもについては、関係機関と連携し、早期発見及び対応に努めます。

② 保護者の障がいに対する理解への支援

子どもの成長発達や養育に関する相談がタイムリーかつ継続的に受けられるよう、専門職を中心とした保護者の立場に立った相談支援に努めつつ、学校や総合教育支援センター等関係機関と連携を図りながら保護者に寄り添ったサポート体制を整えます。また、市民に対して子どもの発達の課題や対応について理解が図られるよう、講演会の開催等、必要な支援を実施します。

(2) 疾病の予防



障がい者対象のアンケート調査の結果をみると、生活する上での困りごととして、「自分や家族の健康に関すること」と回答した割合が約5割で最も高くなっています。病気によって障がいが残る場合もあることから、健康づくりの推進や健康診査の受診勧奨等により疾病の早期発見・早期対応の体制を充実することが重要です。

笠岡市では、特定健康診査・特定保健指導を実施していますが、生活の質や医療費の点から、疾病の重症化予防にも取り組む必要があります。

今後の取り組み

① 特定健康診査等の実施

血管の動脈硬化が進行すると脳血管疾患、心疾患、腎臓疾患等障がいを持つ可能性のある疾患を引き起こす原因となります。特定健康診査及び後期高齢者健康診査を実施し、病気からの障がいの要因となる「高血圧症、脂質異常症、糖尿病」等生活習慣病の早期発見・早期治療に努めます。また、各種健康診査やがん検診をより多くの方に受けていただけるよう健診受診率の向上及び未治療者への受診勧奨に努めます。

② 重症化予防の推進

重症化予防対策として生活習慣病が起因する疾病のうち、糖尿病性腎症による人工透析に移行する人を増やさないよう、意識啓発や保健指導を継続して実施し、糖尿病性腎症重症化予防事業に取り組めます。

③ 地域全体での健康づくりの推進

住み慣れた地域での生活が継続できるように、市民同士が協力し、支え合う環境づくりの充実や地域全体での健康づくりに対する意識醸成を目的に地区組織活動の支援を行います。

(3) 医療・リハビリテーションの充実



障がいの早期発見及び障がいに対する適切な医療，医学的リハビリテーションの提供により，障がいの軽減並びに重度化・重複化の防止を図ります。

また，日常生活能力，社会生活能力，または職業能力を回復・向上，もしくは獲得させることを治療目的とした更生医療等の助成制度について，窓口やホームページ等での周知を行うとともに，必要な助成等が受けられるよう助成制度等の周知・広報を行います。

今後の取り組み

① 診療等の体制整備

障がいにより意思の疎通が困難な人等が，医療機関等のスタッフの配慮により適切に医療を受けることができるよう，医師会や歯科医師会，笠岡市・里庄町自立支援協議会等と連携し，障がいに対する理解を深め医療を受けやすい体制を整備します。また，日常的な診療や健康管理等のための「かかりつけ医」を決めておくよう周知します。

医療的ケアが必要な人に対しては，事業所と連携し，訪問看護の体制を強化します。

② 地域リハビリテーションの充実

障がいにより失われた機能を回復するため，医療機関をはじめ介護保険施設，訪問リハビリ等，地域の中で様々なリハビリテーションを受けることができる体制づくりに努めます。

（４）精神保健福祉の充実《重点施策》



近年、精神障害者保健福祉手帳所持者数や自立支援医療（精神通院医療）受給者数が増えてきており、精神保健福祉の重要性は増しています。

精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、事例を通して医療機関や保健所等の関係機関と連携した緊急の医療体制を確立するとともに、関係機関との連携による精神障がいのある人の地域移行の促進、自立のための支援、社会経済活動の促進を図ります。また、継続した医療による症状の回復を図るため、医療機関と連携して自立支援医療の周知に努めます。

今後の取り組み

① 相談・支援体制の整備

不登校や引きこもり、自殺などの予防のため、社会的なストレスなどにより引き起こされる「こころの病気」に対する認識を広め、不調に気づいたら早期に相談や治療を開始することの重要性を周知します。また、相談に対しては庁内連携や関係機関と連携し、支援の充実に努めます。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアの仕組みづくりの推進

精神障がいにも対応した地域包括ケアの仕組みづくりや、地域の精神障がいへの理解を進めるため、地域の精神保健、医療、福祉等の関係者・機関と協議を図ります。また、個々のケースに対応するため、各機関の役割を明確にした上で、関係機関との連携を強化し迅速な支援体制づくりに努めます。

6 障がいのある児童への支援

(1) 相談支援体制の整備《重点施策》



家族が自分の子どもの障がいを受け入れ、障がいの特性を理解したうえで養育することは、子どもの健全な発達のためにとっても重要です。

笠岡市では、保護者と接する機会を通して、相談窓口について周知し、関係機関の連携に努めています。

今後も、日々の生活の中での疑問や悩みの解消ができるよう、相談を受けた機関と関係機関が連携し、情報共有等を継続します。

今後の取り組み

① 相談窓口の充実

障がいのある児童やその家族からの相談については、専門機関である「笠岡市・里庄町相談支援センター」や「笠岡市社会福祉協議会」（笠岡市地域包括支援センターを含む。）をはじめ、地域での身近な相談窓口である障がい者相談員や民生委員・児童委員の周知を行い、気軽に相談できる体制づくりに努めます。

② 支援体制の充実

各機関を通じて寄せられた相談について、専門性や関係機関の連携が必要なケースに対応するため、令和8年度（2026年度）末の基幹相談支援センターの設置を目指します。

また、笠岡市・里庄町相談支援センターや児童発達支援センター等との連携を強化するとともに、地域の身近な支援者として、障がい者相談員や民生委員・児童委員、家族会やNPO等も含めて総合的な支援体制を確立します。

関係団体や機関が迅速に連携し支援体制を整えるため、日頃から情報交換を行い協力体制の構築に努めます。

(2) 療育の充実



障がいの発見から療育へ円滑に移行できるよう、関係機関との連携体制を強化し、相談を受けた後、迅速に検査や判定が実施できるよう専門的な援助体制の充実に努めます。

笠岡市では、親子を対象とする発達支援教室にて、遊びを通して発達を促す関わり方を保護者と検討しながら発達支援の機関へつなぎ継続支援を行っています。また、保育所(園)、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、療育機関と連携しながら、所属集団で過ごす手立てを検討し、支援を行っています。

今後も、継続して対象児の所属する保育所(園)、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、療育機関と連携を図るとともに、学習障がい(LD)や、注意欠如・多動性障がい(ADHD)など特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対して、専門的な対応が可能となるよう各種相談支援機関の機能充実に努めます。

今後の取り組み

① 療育相談の充実

療育について、保護者の不安や悩みを気軽に相談できるよう、様々な機会に気軽に相談できる環境を整えます。また、関係機関や専門機関との連携を図り、相談内容に応じたきめ細かな支援に努めます。

② 療育体制の充実

発達に課題のある子どもの把握に努め、状況に応じて専門機関へつなげる、発達支援コーディネーターによる施設巡回支援を行う等関係機関と連携して効果的な支援に取り組みます。

また、親子を対象とした発達支援教室を実施するとともに、療育機関を利用しながら保育所(園)、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校といった集団で生活している対象者に対して、医療機関や児童発達支援センター等の専門機関と連携しながら、市の発達支援コーディネーターによる保育所(園)、認定こども園、幼稚園への施設巡回支援等の支援に取り組みます。

③ 発達障がいのある児童の支援体制の充実

幼児期からの早期把握に努め、特性及び成長過程に応じた生活・学習環境の整備が図られるよう、またライフステージに応じて切れ目なく支援が実施できるように、医療・保健・教育・福祉の関係機関の連携強化を図ります。また、「4歳児発達支援事業」を推進し、支援の必要な幼児の早期発見・早期対応に努めるほか、幼児期から成人期までの切れ目のない支援に向けて、関係機関同士の情報共有・引継ぎのためのガイドライン作成や、相談支援ファイル「かけはし」の周知及び活用に努めます。

④ 障害児通所支援の推進

障がい児支援を充実するため関係機関との連携を強化し、事業が円滑に展開できるよう支援します。また、児童が適切な療育を受けられるよう、児童発達支援や放課後等デイサービス等のサービス利用の支給決定を行います。利用者数は年々増加しているため、特に放課後等デイサービスの適切な利用に向けて、日中一時支援事業との併用を促します。

(3) 特別支援教育の推進



特別な支援を必要とする児童が年々増加する中で、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う必要があります。

笠岡市では、保育所(園)、認定こども園、幼稚園、臨床心理士、医師等と連携し、「4歳児発達支援事業」を推進するとともに、情報共有や保護者への声掛けなどを通じて支援の必要な幼児の早期発見・早期対応に努めているところです。また、円滑な支援に向けて安全に関係機関と情報連携ができるよう、令和4年度(2022年度)にはガイドラインを策定しています。一方で、保護者自身が支援を必要としているケースや、保護者が子どもの障がいを受容できないケースなど、早期の療育が困難な事例もみられます。

次代を担う子どもたちのために適切な保育・療育を実施し、保護者に対しては悩みや不安を解消するため相談支援体制の充実を図ります。

今後の取り組み

① 特別支援教育に係る研修の実施

特別支援教育を推進していくために、子ども療育センター笠岡学園等の関係機関と連携しながら担当者の養成を目的とした笠岡市幼稚園・保育所(園)特別支援教育研修会等の研修を実施し、具体的な事例の検討や情報共有を行うほか、実態に即した実践につながる効果的な研修となるよう、取り組みを推進します。

② 4歳児発達支援事業

就学を見据えた際、集団活動に支援の必要な幼児に対し、所属の保育所(園)、認定こども園、幼稚園と連携し支援方法の検討を重ねながら、保護者とも情報を共有するよう努めます。

また、一人ひとりを適切な支援をつなげていくことで、教育的なニーズを踏まえた学びの充実を図ります。

③ 特別支援教育連絡会（就園前～中学校）

就園予定者や就学予定者について、保育所(園)、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、臨床心理士、医師等と連携しながら、教育的ニーズの観点から適切な環境や支援方法などを検討し、円滑な就園・就学を目指します。

④ 特別支援教育巡回カウンセラー

笠岡市教育相談室に配置し、学校（園）からの報告・相談や保護者からの相談に対して専門的な立場から指導・助言や支援を行います。また、学校（園）と情報共有を密にしながら、必要に応じてケース会議にも参加し、スムーズな就学に向けて個々のケースに対応できるように努めます。

《参考》特別支援学級の生徒数について

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
市内小・中学校 生徒数（人）	3,161	3,096	3,030	2,957	2,857
特別支援学級 生徒数（人）	109	119	124	130	127
比率	3.2%	3.8%	4.1%	4.4%	4.4%

（４）障がい児保育の充実



障がいのある児童に適切な支援を行い、健やかな成長を保障するため、保育士を加配するなど適切な措置を講じるとともに、障がい福祉事業所等を連携した職員研修の充実に努めます。

また、令和2年度（2020年度）以降新設のこども園においてバリアフリー化を進めています。日々の生活の中で障がいがあることによる困難が生じないように、今後も合理的配慮の提供に努めます。

今後の取り組み

① 統合保育の推進

様々な障がいの特性を理解し、日々の保育の中で、子どもの特性に応じた声掛け、居場所づくりをするなどの対応を引き続き行い、障がい児保育を推進します。また、障がいのある子どもとない子どもが地域社会の中で共に育つことができるよう、一人ひとりの教育的ニーズや必要な支援等について保護者・園（所）・医療・福祉などの関係機関と情報連携を行い、統合保育を推進します。

② 保育環境の整備

障がいのある乳幼児を取り巻く社会状況等を把握し、保育所（園）等において安心して生活できるよう、引き続き新設予定の保育所等から順次、バリアフリーを取り入れるなど、施設面、人員面など障がい特性に応じた望ましい保育環境の整備に努めます。

③ 職員研修の充実

近年、保育所（園）等は発達障がいのある児童など「気になる子ども」への保育と対応、そしてその家庭を含めた支援のあり方が課題になっており、子どもだけでなく保護者への支援も含め多様な対応が求められています。保育所（園）等の役割と取り組みへの期待がますます高まる中で、今後も引き続き、担当になった保育士を基本に研修を行い、職員の知識や技術の向上に努めるほか、より一層保育力を高められるよう、研修内容の検討を進めます。

(5) 医療的ケア児への支援



地域が医療的ケア児に関する取り組みについて理解し、家庭が安心できる社会環境を築くため、支援体制を整備します。さらに、子育てに対する悩みや不安について相談に応じる医療的ケア児に対する総合的な相談支援体制を強化します。

今後の取り組み

① 医療的ケア児への支援の充実

現在、笠岡市では医療的ケア児支援のための協議の場の設置や医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に取り組んでいますが、令和3年（2021年）に医療的ケア児支援法が施行されたことを踏まえ、住んでいる地域に関わらず適切な支援を受けられるよう支援体制の整備に努めます。

(6) 障がい児家族への支援《重点施策》



障がいのある子どもと養育者が、速やかに専門相談を受けることができ、早期の療育や適切な保育・教育等につながるまで専門的な支援のもとに安心して子育てができるよう、子育てに対する悩みや不安について専門職を中心に相談に応じる体制を整備します。また、親と障がいのある子どもがより良いコミュニケーションで家庭生活が送れることを目的に、令和4年度（2022年度）からペアレント・トレーニングを実施していますが、今後も障がいのある子ども本人とその家族が安心して生活できるよう、家族支援についても充実を図ります。

今後の取り組み

① 障がいに対する理解の促進

障がいを理解し適切に対応することは、障がいのある子どもの健やかな成長に大きく関係してきます。子どもの障がいや発達課題に対する保護者の理解度や障がい受容の状況に合わせて、医療機関や療育機関などの専門機関や対象児の所属する機関と連携し、家族が障がいを理解し受容するための支援を行います。

② 訪問指導の推進

子育ての不安や悩み、育児ストレスの解消を図るため、保健師等が子どもや保護者の状況に応じて家庭を訪問し、家族の健康保持・増進を図るとともに療育等の相談に応じます。

③ 相談支援ファイルの活用

障がいに関する様々な情報をもとに、適切な治療や療育、教育や就労に関し生涯にわたり一貫した支援を行うため、就学前施設及び関係機関を通じて相談支援ファイル「かけはし」の周知及び配付を行い、効果的な活用を図ります。

7 安心・安全な福祉のまちづくりの推進

(1) 福祉のまちづくりの推進



地域生活の安全を確保し、住みやすいまちづくりを推進するため、これまで公共交通機関、公共・民間施設など市全体のバリアフリー化を推進し、スロープの設置やオストメイト対応の多目的トイレの整備等、着実に整備を行ってきました。

今後も環境改善を図るため、これらの取り組みをさらに推進し、人にやさしい福祉のまちづくりを推進します。

今後の取り組み

① 施設のユニバーサルデザインの推進

障がいのある人が自由に移動でき、施設の利便性や安全性の向上を図るため、公共施設や建築物のバリアフリー化を推進します。バリアフリー化を進めることで、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインのまちづくりの実現を目指します。

人にやさしい「ユニバーサルデザイン」のまちづくりにあわせ、障がいのある人に対する理解を促進し「心のバリアフリー化」も推進します。

② 交通のバリアフリー化の推進

歩道へ音響信号機や点字ブロックの設置、鉄道やバス・船舶等においては関連施設の整備や安全に乗降できる設備の設置等、公共交通機関の利便性と安全性の向上を図り、外出における安全・安心の確保に努めます。

③ 専用駐車スペースの確保・促進

多くの市民が利用する公共的及び民間建築物などへの「ほっとパーキングおかやま」駐車場の設置など障がい者駐車スペースの確保を推進します。

④ 移動支援の促進

外出時に移動の支援が必要な障がいのある人に対して、社会参加の促進のため、移動支援サービスの一層の充実を図ります。

◆ 身体障がい者等用駐車場のマーク「ほっとパーキングおかやま」



(2) 防犯・防災体制の整備



日常生活における安全の確保には、犯罪から身を守るための防犯、地震などの自然災害から身を守る防災の2点が重要です。特に、障がいのある人は犯罪や災害に対して弱者になることが多く、緊急時の支援体制の整備が必要となっています。

笠岡市では、防犯に関しては被害に遭わないための講座を実施しており、また、防災については避難行動要支援者名簿の周知や、名簿への登録、民生委員・児童委員と連携した名簿の修正、自主防災組織等への情報提供を実施しています。

今後も引き続き、防犯についてはテーマを検討しながら講座を継続します。防災については、福祉避難所の整備を進めるとともに、災害対策基本法改正に伴い、同意方式を加えた制度を実施しているため、多くの同意を得た上で自主防災組織等に情報提供を行います。加えて、避難行動要支援者名簿を用いた緊急時の対象者一人ひとりの個別対応の決定に向けて、関係各課と協議を行い連携体制の整備を行います。

今後の取り組み

① 防犯対策の推進

生活支援事業により障がいの特性に合わせた防犯対策の講座を開催し、防犯意識の高揚を図ります。また、障がいに応じた日常生活用具を給付し、自宅の防犯対策を推進します。

② 避難行動要支援者名簿の活用及び個別避難計画の作成の推進

災害時の逃げ遅れを防ぐため、避難行動要支援者名簿の周知を図り、支援を必要とする人の登録を推進します。さらに、民生委員・児童委員等との連携により名簿の修正を行い、迅速な避難体制を構築できるよう最新の情報を地域の自主防災組織やボランティア団体等と情報共有を行います。また、災害対策基本法改正で義務付けられた避難行動要支援者名簿の作成においては、要援護者制度に同意方式を加えた制度を実施しており、引き続き関係課と連携して推進していきます。また、医療的ケア児等の特に配慮の必要な方について相談支援専門員等の関係機関と協議を行い、個別避難計画の作成を推進していきます。

③ 避難支援体制の整備

災害時に安全かつ確実に避難するため、障がいのある人の避難方法を、「笠岡市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき関係者に周知します。そして、自主防災組織等と連携して避難訓練を実施し、非常時においても効果的な支援活動が実践できる体制づくりを推進します。また、個別の避難計画策定に向けて、自主防災組織等に情報提供しながら関係課と連携し、推進します。

④ 福祉避難所の整備

現在、介護保険施設・障がい者支援施設・西備支援学校の計9か所と福祉避難所の協定を締結しており、災害時に円滑に開設できるよう平時からの情報共有や訓練の実施に努めます。今後も引き続き、福祉避難所の充実とコミュニケーション手段の確保に努めます。また、コミュニケーションに支援を必要とする方については、ボランティア団体と連携し、コミュニケーション手段の確保に努めます。

(3) ボランティア活動の推進



障がいのある人が社会に参画し地域活動を行うために、ボランティアの協力は欠くことができません。今後、長期間にわたり施設へ入所している人等の地域移行や地域定着を進めるためには、福祉サービスだけでなく、地域のボランティア等によるインフォーマルサービスも重要なものとなります。

笠岡市社会福祉協議会が実施しているボランティア入門講座（1日体験）や夏のボランティア体験（夏休み期間中に中学生以上を対象としたボランティア体験）は実際に体験することでボランティア活動への理解を深め、ボランティア拡大へとつなげています。

市民対象のアンケート調査によると、障がいのある人へのボランティア経験が「ある」と回答した方は1割に満たない割合となっており、笠岡市社会福祉協議会や他の関係機関と連携を図り、ボランティアについての情報発信等を強化し、より一層のボランティアの拡大に努める必要があります。

今後の取り組み

① 障がい福祉ボランティア団体の育成

障がいのある人が生きがいを持ち続けながら日常生活を営むうえで、ボランティアの協力は欠くことのできないものであることから、笠岡市社会福祉協議会や他の関係機関との連携を強め、活動費の補助や、障がい福祉ボランティア団体の育成を行います。

② ボランティアの養成

手話奉仕員養成研修事業等の活用により各種ボランティア養成講座を開催し、ボランティアの拡大を図るとともに、各種研修会へ参加し資質の向上に努めます。また、笠岡市社会福祉協議会と連携し、ボランティアについての活動情報等の発信を図り、ボランティア養成の拡大に努めます。

③ ボランティア活動の促進

障がいのある人に各ボランティア活動を紹介し、ボランティアを希望する人とボランティアを紹介するコーディネートを実施します。また、活動の充実を図るため、笠岡市社会福祉協議会を中心に、コーディネートや各ボランティア団体との連絡・調整、市民への情報提供等を行います。さらに、ボランティアによる福祉活動をより広く市民に紹介し、共に支え合う福祉のまちづくりを推進します。

第 3 編

障がい福祉計画（第 7 期）

第1章 前回計画の進捗状況

ここでは、笠岡市障がい福祉計画（第6期）の中で、設定された数値目標、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量と実績を比較することとします。この比較により、各項目及び各種サービスごとの特徴点と傾向を把握した上で、笠岡市障がい福祉計画（第7期）の数値目標及び見込量の設定に生かすこととします。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【目標】

(ア) 令和元年度(2019年度)末時点における施設入所支援の支給決定者数(=66人)を令和5年度(2023年度)末までに64人以下に削減する。

(イ) 令和元年度(2019年度)末時点における施設入所支援の支給決定者数(=66人)を令和5年度(2023年度)末までに4人以上地域生活へ移行する。

【進捗状況】

項目	基準値	実績値	実績値	実績値	見込値	目標値
	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
施設入所者数	66人	64人	63人	63人	64人	64人以上
地域生活移行者数	0人	3人	0人	0人	0人	4人以上

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【進捗状況】

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
保健・医療・福祉関係者による協議 の場の設置状況と1年間の開催見込	目標値	4回	4回	4回
	実績値	2回	2回	2回
精神障がいのある人の地域移行支 援の利用者数(実利用人数/月)	目標値	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人
精神障がいのある人の地域定着支 援の利用者数(実利用人数/月)	目標値	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人
精神障がいのある人の共同生活援 助の利用者数(実利用人数/月)	目標値	11人	12人	13人
	実績値	8人	9人	12人

※実利用人数は、1年間に利用した実際の人数の月平均

3 地域生活支援拠点等が有する機能の整備

【目標】

- ・令和5年度（2023年度）末までに地域生活支援拠点等の機能の整備のための運用状況の検証及び検討を年1回行う。

【進捗状況】

項目	基準値	実績値	実績値	見込値	目標値
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
地域生活支援拠点等の整備	未整備	未整備	未整備	整備	整備
地域生活支援拠点等の機能の充実のための運用状況の検証及び検討の機会	0回/年	0回/年	0回/年	1回/年	1回/年

4 福祉施設から一般就労への移行等

【目標】

- (ア) 令和5年度(2023年度)中に就労移行支援事業等(※1)を通じた一般就労への移行者数を令和元年度(2019年度)実績の1.27倍以上にする。
- (※1 生活介護, 自立訓練, 就労移行支援, 就労継続支援を行う事業)
- (イ) 令和5年度(2023年度)中に就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を令和元年度(2019年度)実績の1.3倍以上にする。
- (ウ) 令和5年度(2023年度)中に就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数を1人以上目指す。
- (エ) 令和5年度(2023年度)中に就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数を令和元年度(2019年度)実績の1.23倍以上にする。
- (オ) 就労定着支援事業の利用者数を, 令和5年度(2023年度)中に就労移行支援事業等を利用して一般就労する者の70%以上にする。
- (カ) 令和5年度(2023年度)の市内就労定着支援事業所のうち, 就労定着率が80%以上の事業所の割合が70%以上を目指す。

【進捗状況】

項目	基準値	実績値	実績値	実績値	見込値	目標値
	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
就労移行支援事業所等 を通じた一般就労移行 者数	4人	4人	8人	5人	2人	7人
就労移行支援を通じた 一般就労移行者数	3人	1人	5人	2人	0人	4人
就労継続支援A型を通 じた一般就労移行者数	1人	2人	2人	2人	1人	1人
就労継続支援B型を通 じた一般就労移行者数	0人	1人	1人	1人	1人	—
就労移行支援事業所等 を通じて一般就労に移 行した者のうち就労定 着支援事業を利用した 者の割合	7人中2人 28%	4人中1人 25%	8人中4人 50%	5人中0人 0%	2人中0人 0%	70%以上
令和5年度(2023年度) における就労定着支援 事業所のうち, 就労定着 率が80%以上の事業所 数の割合	0%	0%	0%	0%	0%	70%以上

5 相談支援体制の充実・強化等

【目標】

- ・総合的・専門的な相談支援体制を確保する。
- ・地域の相談支援体制を強化する。

【進捗状況】

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域の相談支援事業者の人材育成 を支援する件数	目標値	3件	3件	3件
	実績値	2件	2件	3件
地域の相談支援機関との連携を強 化する取り組みの実施件数	目標値	3件	3件	3件
	実績値	1件	1件	2件

6 障がい福祉サービス等の質の向上

【目標】

- ・障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用
- ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

【進捗状況】

項目		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
都道府県等が実施する障がい福祉 サービス等に係る研修への市職員 の参加人数見込	目標値	3人	3人	3人
	実績値	有/1人	有/1人	有/1人
障害者自立支援審査支払のシステ ム等による審査結果を分析し、そ の結果を活用して事業所や関係自 治体等と共有する体制の有無及び 共有回数	目標値	3回	3回	3回
	実績値	有/1回	有/1回	有/1回

第2章 数値目標の設定

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

◆ 成果目標の考え方

国の指針	<ul style="list-style-type: none">・地域移行者数：地域生活に移行する人について、令和4年度（2022年度）末時点の施設入所者数の6%以上が移行・施設入所者数：令和8年度（2026年度）末時点の施設入所者数を、令和4年度（2022年度）末時点の施設入所者数から5%以上削減
------	---

◆ 成果目標

項目	数値	考え方
【基準】 施設入所者数（A）	64人	令和4年度（2022年度）末時点
【成果目標】 地域生活への移行者数（B）	4人 3.84人	令和8年度（2026年度）末までに6%以上 (A) × 6%
【成果目標】 施設入所者の削減数（F）	4人 3.20人	令和8年度（2026年度）末までに5%以上 (A) × 5%

【目標達成のための方策】

- ・笠岡市または井笠圏域内における居宅介護（ホームヘルプ）事業所及び人材の確保
- ・地域移行のための施設（グループホーム）または住居の確保

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

◆ 成果目標の考え方

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上 ・精神病床における1年以上入院患者数の設定（65歳以上，65歳未満）：国の推計式を用いて設定 ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上，6か月後84.5%以上，1年後91.0%以上
------	--

◆ 成果目標

項目	数値	考え方
精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	325.3日	令和8年度（2026年度）末までに
精神病床における早期退院率		令和8年度（2026年度）末までに
3か月後	68.9%	
6か月後	84.5%	
1年後	91.0%	

【目標達成のための方策】

- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議及び支援体制の確保

◆ 活動指標

項目		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
保健・医療・福祉関係者による協議の場				
開催回数	目標値	2回	2回	2回
目標設定及び評価の実施回数	目標値	1回	1回	1回
精神障がいのある人の地域移行支援の利用者数 (実利用人数/月)	目標値	1人	1人	1人
精神障がいのある人の地域定着支援の利用者数 (実利用人数/月)	目標値	1人	1人	1人
精神障がいのある人の共同生活援助の利用者数 (実利用人数/月)	目標値	3人	3人	3人
精神障がいのある人の自立生活援助の利用者数 (実利用人数/月)	目標値	1人	1人	1人
精神障がいのある人の自立訓練（生活訓練）の利用者数（実利用人数/月）	目標値	1人	1人	1人

3 地域生活支援の充実

◆ 成果目標の考え方

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築【新規】 ・各市町村または圏域において、強度行動障害を有する者の支援ニーズを把握した支援体制の整備【新規】 ・年一回以上、支援の実績を踏まえた運用状況の検証及び検討を実施
------	---

◆ 成果目標

項目	成果目標	考え方
地域生活支援拠点等の整備	実施	令和5年度（2023年度）中に、笠岡市・里庄町の1市1町において面的整備型で整備予定。
地域生活支援拠点等の運営状況の点検	年1回	令和6年度（2024年度）より年1回実施予定。
強度行動障害を有する方への支援体制の整備	実施	令和8年度（2026年度）までに整備予定。

【目標達成のための方策】

- ・笠岡市・里庄町自立支援協議会の専門部会を活用した地域生活支援拠点等の整備及び運営状況の点検
- ・強度行動障害を有する方への支援体制（笠岡市・里庄町自立支援協議会の専門部会等）の整備

◆ 活動指標

項目		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域生活支援拠点等設置か所数	目標値	1か所	1か所	1か所
地域生活支援拠点等コーディネーター 配置人数	目標値	1人	1人	1人

4 福祉施設から一般就労への移行等

◆ 成果目標の考え方

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行者数：令和3年度（2021年度）実績の1.28倍以上 ・就労移行支援事業からの一般就労移行者数：令和3年度（2021年度）実績の1.31倍以上 ・就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数：令和3年度（2021年度）実績の1.29倍以上 ・就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数：令和3年度（2021年度）実績の1.28倍以上 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合：5割以上【新規】 ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度（2021年度）実績の1.41倍以上 ・就労定着率*が7割以上の就労定着支援事業所の割合：2割5分以上【就労定着率の定義が変更】 <p>※過去6年間において就労定着支援事業の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者の割合。</p>
------	---

◆ 成果目標

- ・福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数（A）	3人	令和3年度（2021年度）において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【成果目標】 一般就労移行者数	4人	令和8年度（2026年度）において福祉施設を退所し、一般就労する人の数 (A) × 1.28

- ・就労移行支援事業による一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数（A）	5人	令和3年度（2021年度）において就労移行支援事業を利用し、一般就労した人の数
【成果目標】 一般就労移行者数	7人	令和8年度（2026年度）において就労移行支援事業を利用し、一般就労する人の数 (A) × 1.31

・就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数 (A)	2人	令和3年度(2021年度)において就労継続支援 A 型事業所を退所し、一般就労した人の数
【成果目標】 一般就労移行者数	3人	令和8年度(2026年度)において就労継続支援 A 型事業所を退所し、一般就労する人の数 (A) × 1.29

・就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
【実績】 一般就労移行者数 (A)	1人	令和3年度(2021年度)において就労継続支援 B 型事業所を退所し、一般就労した人の数
【成果目標】 一般就労移行者数	2人	令和8年度(2026年度)において就労継続支援 B 型事業所を退所し、一般就労する人の数 (A) × 1.28

・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

項目	数値	考え方
【成果目標】 就労移行支援事業所数	50.0%	令和8年度(2026年度)末における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

・就労定着支援事業利用者数

項目	数値	考え方
【実績】 就労定着支援事業利用者数 (A)	5人	令和3年度(2021年度)において、就労定着支援事業を利用した人の数
【成果目標】 就労定着支援事業利用者数	7人	令和8年度(2021年度)において、就労定着支援事業を利用した人の数 (A) × 1.41

・就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合

項目	数値	考え方
【成果目標】 就労定着支援事業所数	25.0%	令和8年度(2026年度)末における一定期間の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合

【目標達成のための方策】

- ・みんな就労支援センターによる障がい者の一般就労移行の推進
- ・みんな就労支援センターによる就労定着の推進

5 相談支援体制の充実・強化等

◆ 成果目標の考え方

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において、令和8年度（2026年度）末までに基幹相談支援センターを設置する ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う【新規】
------	---

◆ 成果目標

項目	成果目標	考え方
基幹相談支援センターの設置	設置済	令和8年度（2026年度）までに基幹相談支援センターを設置予定。
協議会における事例検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取り組み	実施	笠岡市・里庄町自立支援協議会において個別事例の検討を行い、地域サービス基盤の開発・改善等について市町に提案する。

【目標達成のための方策】

- ・基幹相談支援センター設置に向けた協議の実施
- ・笠岡市・里庄町自立支援協議会における個別事例の検討の場の設置

◆ 活動指標

項目		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
協議会の専門部会の設置数	目標値	4か所	4か所	4か所
協議会の専門部会の実施回数	目標値	36回	36回	36回

6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

◆ 成果目標の考え方

国の指針

・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築する

◆ 成果目標

項目	成果目標	考え方
障がい福祉サービスの質の向上のための体制整備	実施	障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果等の共有を行い、適切なサービスの提供に取り組む

【目標達成のための方策】

- ・障がい福祉サービス等に係る各種研修の対象事業所への周知及び市職員の参加
- ・障害者自立支援審査支払のシステム等による審査結果を分析し、その結果を活用して事業所や関係自治体等と共有する体制及び機会の確保

◆ 活動指標

項目		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への職員の参加人数	目標値	3人	3人	3人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制の有無及び共有回数	目標値	有 1回	有 1回	有 1回

第3章 障がい福祉サービスの実績及び見込量

1 障がい福祉サービスの内容

(1) 訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルプサービスの支給が必要と判断された障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の身体介護、洗濯、掃除等の家事援助、通院等の介助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に対して、居宅で入浴や排せつ、食事等の介護、掃除等の家事、外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同行して、必要な視覚的情報の支援、移動の援護等を行うサービスです。
行動援護	知的障がい、精神障がいによる行動上の著しい困難があり、常時介護を要する人に対してヘルパーを派遣し、行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	常時介護が必要な障がいのある人で、その介護の必要な程度が著しく高い人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	昼間、介護が必要な障がいのある人に対し、施設等において食事や入浴、排せつの介護、生産活動や創作的活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した地域生活を営むことができるよう、支援が必要な障がいのある人を対象に、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行うサービスです。
自立訓練（生活訓練）	自立した地域生活を営むことができるよう、支援が必要な障がいのある人を対象に、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望し、知識、能力の向上、職場開拓を通じて一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる人を対象に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
就労選択支援	就労系障がい福祉サービス利用前に、本人の希望、能力や適正の評価、仕事上の配慮点の整理などを行い、障がい者の希望する仕事に就くための具体的な計画を作成し、希望する仕事に就くためにより適切なサービスを選択できるよう支援を行うサービスです。
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

サービス名	内容
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難であり、年齢や体力面で就労が困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持・向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護が必要な障がいのある人に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を行うサービスです。
短期入所 （福祉型・医療型）	居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短期間、夜間も含めて施設に入所し、食事や入浴、排せつの介護等を行うサービスです。

（3）居住系サービス

サービス名	内容
自立生活援助	施設やグループホームを利用していた障がいのある人で一人暮らしをする人に対して、定期的な訪問を行い、体調や生活面での課題などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	地域で共同生活を営むことができる障がいのある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、夜間や休日、入浴、排せつ又は食事の介護等を行うサービスです。

（4）相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	障がい福祉サービス等を利用する全ての人に、サービスの支給決定や変更の前に利用計画案を作成し、定期的に見直しを行うとともに、サービス事業者等との連絡調整を行うものです。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がいのある人、または精神科病院に入院している精神障がいのある人に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談や支援を行うものです。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人や地域生活が不安定な障がいのある人等に対して、常時の連絡体制を確保するとともに、障がいの特性により生じた緊急の事態等に相談や緊急訪問、緊急対応等を行うものです。

2 障がい福祉サービスの実績及び見込量

【見込量に関する新規項目（市町村）】

- 「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」ごとの利用者数、利用単位数の見込みを設定
- 「生活介護」「短期入所（福祉型、医療型）」「共同生活援助」の利用者数のうち、重度障がい者（強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する者、医療的ケアを必要とする者等について個別に利用者数の見込みを設定（任意）
- 「自立訓練（生活訓練）」の利用者数のうち、精神障がい者の利用者数の見込みを設定
- 「就労選択支援」の利用者数の見込みを設定

（１）訪問系サービス

◆ 訪問系サービスの実績値及び見込量 ※R5（2023）は年度途中までの実績

サービス種別	単位	第6期計画値 ※《 》は実績値			第7期見込量		
		R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
居宅介護	人/月	77 《71.8》	78 《74.3》	79 《72.4》	74	75	76
	時間/月	1460 《1,457.4》	1,480 《1,396.1》	1,500 《1,297.3》	1,322	1,340	1,358
重度訪問介護	人/月	1 《1》	1 《1》	1 《1》	1	1	1
	時間/月	800 《843.8》	800 《857.1》	800 《838.8》	857	857	857
同行援護	人/月	15 《9.5》	15 《11.8》	15 《11.1》	13	13	14
	時間/月	90 《80.3》	90 《114.0》	90 《111.8》	128	128	138
行動援護	人/月	1 《0.3》	1 《1.0》	1 《1.0》	1	1	1
	時間/月	50 《2.2》	50 《9.8》	50 《11.6》	15	15	15
重度障害者等包括支援	人/月	1 《0》	1 《0》	1 《0》	0	0	0
	時間/月	50 《0》	50 《0》	50 《0》	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

◆ 日中活動系サービスの実績値及び見込量 ※R5(2023)は年度途中までの実績

サービス種別	単位	第6期計画値 ※《 》は実績値			第7期見込量		
		R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
生活介護	人/月	120 《124.1》	125 《126.0》	130 《126.9》	128	129	131
	人日/月	2,300 《2,370.8》	2,350 《2,384.9》	2,400 《2,467.6》	2,500	2,519	2,558
自立訓練(機能訓練)	人/月	1 《0.0》	1 《0.0》	1 《0.0》	0	0	0
	人日/月	25 《0.0》	25 《0.0》	25 《0.0》	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人/月	9 《6.8》	10 《5.9》	11 《3.6》	6	6	6
	人日/月	200 《166.5》	220 《139.2》	240 《87.6》	150	150	150
就労移行支援	人/月	9 《7.9》	10 《11.8》	11 《19.5》	22	26	31
	人日/月	180 《128.5》	195 《173.8》	210 《310.3》	376	444	530
就労選択支援	人/月	-	-	-	0	0	0
	人日/月	-	-	-	0	0	0
就労継続支援A型	人/月	63 《59.3》	63 《60.8》	63 《57.3》	60	60	60
	人日/月	1200 《1,122.5》	1,200 《1,152.4》	1,200 《1,106.4》	1,146	1,146	1,146
就労継続支援B型	人/月	175 《178.0》	185 《184.8》	185 《190.8》	195	201	207
	人日/月	3180 《3,107.4》	3,265 《3,174.8》	3,265 《3,391.4》	3,510	3,618	3,726
就労定着支援	人/月	4 《5.1》	5 《6.8》	6 《5.8》	7	8	9
療養介護	人	17 《16.0》	17 《16.0》	17 《16.5》	17	17	17
短期入所(福祉型)	人/月	10 《7.7》	10 《9.3》	10 《11.4》	12	12	13
	人日/月	75 《58.1》	75 《54.8》	75 《71.5》	75	75	80
短期入所(医療型)	人/月	2 《0.0》	2 《0.0》	2 《0.0》	1	1	1
	人日/月	10 《0.0》	10 《0.0》	10 《0.0》	5	5	5

(3) 居住系サービス

◆ 居住系サービスの実績値及び見込量 ※R5 (2023) は年度途中までの実績

サービス種別	単位	第6期計画値 ※《 》は実績値			第7期見込量		
		R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
自立生活援助	人/月	1 《0.0》	1 《0.0》	1 《0.0》	1	1	1
共同生活援助	人/月	62 《62.7》	63 《62.2》	64 《65.5》	66	68	70
施設入所支援	人/月	64 《63.9》	63 《65.6》	62 《68.0》	72	75	78

(4) 相談支援

◆ 相談支援の実績値及び見込量

サービス種別	単位	第6期計画値 ※《 》は実績値			第7期見込量		
		R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
計画相談支援	人/月	100 《85.8》	110 《86.0》	120 《88.3》	90	94	98
地域移行支援	人/月	2 《0.2》	2 《0.0》	2 《0.0》	1	1	1
地域定着支援	人/月	2 《0.0》	2 《0.0》	2 《0.0》	1	1	1

3 地域生活支援事業の実績及び見込量

(1) 地域生活支援事業の内容

①必須事業	事業内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がいのある人等に対する理解を深めるため、教室等の開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動等を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民が行うピアサポート、災害対策、孤立防止活動、社会活動、ボランティア活動等について支援を行います。
相談支援事業	障がいのある人や、障がいのある児童の保護者または障がいのある人等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにします。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人や精神障がいのある人が、成年後見制度の申立てをする場合に必要な経費の一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障がいのある人の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に対して、手話通訳者を派遣する事業や要約筆記奉仕員等を派遣する事業、また、手話通訳者を設置する事業を通して、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行うサービスです。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するサービスです。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人が、意思の伝達や社会参加するための手話奉仕員の養成講座を実施します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターに障がいのある人等を通わせ、地域の実情に応じた創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がいのある人等の地域生活支援の促進を図ります。

②任意事業		事業内容
生活訓練事業		障がいのある人等に対して、日常生活に必要な訓練（料理教室等）・指導等を行います。
日中一時支援事業		デイサービス施設や短期入所施設等の空いたスペースを利用して障がいのある人を預かり、見守り、社会に適応する簡易な訓練を行います。
訪問入浴サービス事業		地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、看護師等が、身体障がいのある人の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。
社会参加支援事業	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	障がいのある人等の体力強化、交流、余暇及び障がい者スポーツを普及するため、障がい者スポーツ大会等を開催します。
	芸術・文化講座開催等事業	障がいのある人等の創作意欲を助長するための環境整備や必要な支援を行います。
	点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がいのある人等に、点訳・音訳により、広報紙等を提供します。
	奉仕員養成研修事業	音訳等に必要な技術を習得した朗読奉仕員や要約筆記奉仕員を養成する研修を行います。
	自動車改造助成事業	身体障がいのある人等が自動車を運転するために必要な改造費を助成します。
権利擁護支援事業		障がい者虐待の被虐待者を緊急一時保護するための居室確保や虐待の未然防止・早期発見等適切な支援のために関係団体等の協力体制を整備します。

(2) 地域生活支援事業の実績及び見込量

◆ 地域生活支援事業（必須事業）の実績値及び見込量

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		※R5（2023）年度は見込			R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
		R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)			
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所数	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	件/年	3	5	5	5	6	7
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記奉仕員等派遣事業	件/年	88	109	150	160	170	180
手話通訳者設置事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件/年	2	4	2	4	4	4
自立生活支援用具	件/年	3	4	8	4	4	4
在宅療養等支援用具	件/年	3	5	3	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件/年	5	9	12	8	8	8
排せつ管理支援用具	件/年	360	385	380	380	380	380
住宅改修費	件/年	1	3	4	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	養成講習修了者数	19	9	12	10	10	10
移動支援事業	人	337	114	135	145	155	165
	時間/年	2,221	313	753	780	800	820

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		※R5(2023)年度は見込			R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
		R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)			
地域活動支援センターⅠ型	か所	1	1	1	1	1	1
	人/年	20	20	20	20	20	20
地域活動支援センターⅡ型	か所	1	2	2	2	2	2
	人/年	9	8	10	10	10	10
地域活動支援センターⅢ型	か所	1	1	0	0	0	0
	人/年	10	10	0	0	0	0

◆ 地域生活支援事業（任意事業）の実績値及び見込量

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量			
		※R5(2023)年度は見込			R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)	
		R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)				
生活訓練事業	回/年	1	1	1	2	2	2	
日中一時支援事業	か所	23	23	23	23	23	23	
	人/年	3,809	6,064	5,200	6,100	6,200	6,300	
訪問入浴サービス事業	か所	2	2	2	2	2	2	
	人/年	149	118	172	48	48	48	
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	回/年	0	1	3	3	3	3
	芸術・文化講座開催等事業	回/年	1	1	1	1	1	1
	点字・声の広報等発行事業	回/年	20	20	20	20	20	20
	奉仕員養成研修事業	回/年	2	3	3	3	3	3
	自動車改造助成事業	件/年	1	1	3	1	1	1
権利擁護支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	

第4編

障がい児福祉計画（第3期）

第1章 前回計画の進捗状況

笠岡市障がい児福祉計画（第1期）・（第2期）で設定した成果目標について、以下のような進捗状況となっています。

1 障がい児支援の提供体制の整備等

【目標】

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置する。
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築する。
- ・ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保する。
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場を設置し、コーディネーターを配置する。

【進捗状況】

項目	実績	目標
	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）
児童発達支援センターの設置	1か所設置済	1か所設置済
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築済	構築済
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所設置済	1か所設置済
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所設置済（R3.9）	1か所設置済
医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置	設置済	設置済
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	1名配置（R3.12）	1名配置済

第2章 数値目標の設定

1 障がい児支援の提供体制の整備等

◆ 成果目標の考え方

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度（2026年度）末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に1か所以上設置する ・令和8年度（2026年度）末までに、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする ・令和8年度（2026年度）末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に1か所以上確保する ・令和8年度（2026年度）末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする
------	---

◆ 成果目標

項目	成果目標	考え方
児童発達支援センターの設置	実施	1か所設置済み
保育所等訪問支援の実施	実施	関係機関と連携し設置済み
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の設置	実施	令和5年（2023年）4月時点において児童発達支援事業所2か所、放課後等デイサービス事業所1か所設置済み
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	実施	地域包括ケア会議及び医療的ケア児支援チームにおいて設置済み
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	実施	令和3年度（2021年度）に1名配置済み

【目標達成のための方策】

医療的ケア児支援チームの編成及び協議の実施

医療的ケア児等に関するコーディネーターの育成・確保

2 障害児通所支援等の内容

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	地域の障がい児を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。
医療型児童発達支援	障がいのある児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。市内には該当施設はありませんが、今後取り組みについて検討します。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がいのある児童であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童に発達支援が提供できるよう、障がいのある児童の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障がいのある児童が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、モニタリングを行うなどの支援を行います。

3 障害児通所支援等の実績及び見込量

【見込量に関する新規項目（市町村）】

- 「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」「福祉型障害児入所施設」「医療型障害児入所施設」において、障がい児等のニーズ、重症心身障がい児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所(園)、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障がい児の受け入れ又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
- 現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、プログラムの受講者数(保護者)及びプログラムの実施者数(支援者)の見込みを設定する

◆ 障害児通所支援等の実績値及び見込量

サービス種別	単位	第2期計画値 ※《 》は実績値			第3期見込量		
		R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
児童発達支援	人/月	72 《86.2》	72 《92.3》	72 《84.9》	86	88	90
	人日/月	450 《541.1》	450 《720.2》	450 《676.4》	680	697	714

サービス種別	単位	第2期計画値 ※《 》は実績値			第3期見込量		
		R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
医療型児童発達支援	人/月	1 《0.6》	1 《0.0》	1 《0.0》	1	1	1
	人日/月	4 《0.8》	4 《0.0》	4 《0.0》	2	2	2
放課後等 デイサービス	人/月	133 《154.7》	140 《175.1》	147 《196.8》	214	239	267
	人日/月	960 《1,084.1》	1,016 《1,291.3》	1,072 《1,559.4》	1,699	1,896	2,120
保育所等訪問支援	人/月	1 《0.6》	1 《0.3》	1 《0.5》	1	1	1
	人日/月	1 《0.6》	1 《0.3》	1 《0.5》	1.5	1.5	1.5
居宅訪問型児童発達 支援	人/月	1 《0.0》	1 《0.0》	1 《0.0》	0	0	0
	人日/月	10 《0.0》	10 《0.0》	10 《0.0》	0	0	0
障害児相談支援	人/月	50 《28.3》	50 《28.6》	50 《30.4》	36	39	42

【目標達成のための方策】

- ・早期の療育が必要な児童に、必要とされる障がい児サービス等が提供できるよう、サービス事業所や子育て支援課、岡山県のペアレント・メンター事業等との連携を進めていきます。

※ペアレント・メンター…発達障がいのあるお子さんを育ててこられた保護者の方でかつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた方を岡山県が指定しているもので、同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供しています。

◆ 活動指標

項目		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	目標値	3人	3人	3人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（支援者）	目標値	3人	3人	3人

資料編

1 笠岡市福祉施策審議会条例

平成 12 年 9 月 14 日

条例第 59 号

(設置)

第 1 条 市長の附属機関として、笠岡市福祉施策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項について審議及び調査等を行う。

(1) 福祉問題(笠岡市子ども・子育て推進会議条例(平成 25 年笠岡市条例第 24 号)第 2 条に掲げる事項は、除く。)に関する総合的な施策の樹立に関すること。

(2) 福祉問題(笠岡市子ども・子育て推進会議条例(平成 25 年笠岡市条例第 24 号)第 2 条に掲げる事項は、除く。)に関する施策の推進に関すること。

2 審議会は、前項に規定する事項について市長及び関係機関等に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 各種団体の推薦する者

(3) 識見を有する者

(4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したとき、その職を解かれるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、健康福祉部において行う。

(その他)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(笠岡市障害者施策推進協議会条例の廃止)

2 笠岡市障害者施策推進協議会条例(昭和 56 年笠岡市条例第 23 号)は、廃止する。

(招集の特例)

3 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、最初に開かれる審議会は、市長が招集する。

附 則(平成 12 年 12 月 12 日条例第 76 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 5 月 20 日条例第 25 号)

この条例は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 12 日条例第 3 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 9 月 30 日条例第 24 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 笠岡市福祉施策審議会 委員名簿

番号	団体組織名	氏名	役職
1	一般社団法人 笠岡医師会	いのき あつひろ 猪木 篤弘	会長
2	一般社団法人 笠岡・小田歯科医師会	はせがわ こういち 長谷川 浩一	副会長 ～R5. 3. 31
		いまい ゆういち 今井 裕一	副会長 R5. 4. 1～
3	笠岡市民生委員児童委員協議会	すぐち えつこ 數口 悦子	～R4. 12. 26
		もりもと ようこ 森本 洋子	R4. 12. 27～
4	岡山県倉敷児童相談所	ふしみ まりこ 伏見 真里子	～R5. 3. 31
		なかえ ともゆき 中江 倫之	R5. 4. 1～
5	笠岡市教育委員会	ひがしやま ことこ 東山 琴子	
6	NPO 法人チームクローバー	つばらや よしえ 円 慶江	
7	笠岡市手をつなぐ親の会	のむら いづみ 野村 泉	
8	社会福祉法人 笠岡市社会福祉事業会	なかの としろう 中野 年朗	
9	社会福祉法人 天神会 障害者支援施設こうのしま荘	さかもと さとこ 坂本 聡子	～R5. 11. 30
		まつやま さとみ 松山 里美	R5. 12. 1～
10	認定 NPO 法人 ハーモニーネット未来	うの まさえ 宇野 均恵	
11	株式会社リハビリ型デイサービス絆	たなか りょうへい 田中 良平	
12	笠岡市老人クラブ連合会	うねやま はじめ 宇根山 肇	
13	笠岡地区保護司会	ほり たいてん 堀 泰典	
14	社会福祉法人 笠岡市社会福祉協議会	みやおか しょうじ 宮岡 省二	
15	美作大学	たなか りょう 田中 涼	

任期：令和4年（2022年）10月27日から審議終了まで

3 策定の経緯

年月日	項目	内容
令和4年(2022年) 10月27日	第1回笠岡市福祉施策審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉計画等の策定について審議会に諮問 ・障がい者福祉計画等に関する説明
令和4年(2022年) 12月5日～12月20日	笠岡市の福祉に関するアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や障害者手帳をお持ちの方へ、福祉に関する意識を把握するためアンケート調査を実施
令和5年(2023年) 3月23日	第2回笠岡市福祉施策審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次障がい者福祉計画等に係るアンケート結果及び課題について
令和5年(2023年) 7月6日	第3回笠岡市福祉施策審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次障がい者福祉計画等の骨子案について
令和5年(2023年) 10月26日	第4回笠岡市福祉施策審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次障がい者福祉計画等の素案について
令和5年(2023年) 12月15日～ 令和6年(2024年) 1月5日	パブリックコメント手続	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次障がい者福祉計画等について市民意見を募集
令和6年(2024年) 2月1日	第5回笠岡市福祉施策審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント手続きの結果について報告 ・第5次障がい者福祉計画等(案)の最終とりまとめについて検討
令和6年(2024年) 2月22日	第3次地域福祉計画の策定についての答申	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次障がい者福祉計画等(案)を審議会から答申

4 用語集

ア行

井笠圏域（いかさけんいき）

笠岡市, 井原市, 浅口市, 里庄町, 矢掛町の3市2町のこと。

一般就労（いっぱんしゅうろう）

障がい者就労に関する行政用語であり, 障がいのある人が一般企業に採用されて一般の人と共に働くこと。

一般相談支援事業者（いっぱんそうだんしえんじぎょうしゃ）

障害者総合支援法による地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)及び基本相談支援を行う事業者で都道府県・政令指定都市が指定するもの。

オストメイト（おすとめいと）

消化管や尿管が損なわれ, 腹部などに排泄のための人工肛門・人工膀胱を造設した人。

カ行

笠岡市・里庄町自立支援協議会（かさおかし・さとしょうちょうじりつしえんきょうぎかい）

令和2年(2020年)3月で, それまで活動していた井笠地域障害者自立支援協議会が地域に密着した障がい者等の支援のための協議会とするため解散した。その後を引継ぎ令和2年(2020年)10月に笠岡市, 里庄町の1市1町が設置主体となって新しく作られた自立支援協議会で, 障害者総合支援法に位置付けられた団体。参加団体は当事者・家族団体等, 訪問介護事業者, 作業所・施設関係, 病院関係, 学校関係, ボランティア・その他の団体, 市町・県・国の機関や教育委員会, 民生委員, 相談支援事業所が参加している。

笠岡市・里庄町成年後見センター（かさおかし・さとしょうちょうせいねんこうけんせんたー）

令和4年(2022年)3月に, 笠岡市, 里庄町の1市1町が共同で設置した, 成年後見制度利用促進基本計画に基づく成年後見制度における中核的な役割を担う機関のこと。判断力が不十分な認知症や障がいのある人を支える成年後見制度に関する相談に対応する。

笠岡市・里庄町相談支援センター（かさおかし・さとしょうちょうそうだんしえんせんたー）

令和2年(2020年)3月まで井笠圏域の障がい者等の相談に対応していた「井笠圏域障害者相談支援センター」が, 地域に密着した障がい者等からの相談に対応するために体制を見直し, 令和2年(2020年)4月から笠岡市・里庄町の1市1町の障がい者等への相談に対応する体制としてつくられた相談支援センター。

笠岡市福祉施策審議会（かさおかしふくししさくしんぎかい）

市長の附属機関として、市長からの諮問に応じて、福祉問題の総合的な施策の樹立及び推進に関して審議・調査等を行う。笠岡医師会、笠岡歯科医師会、障がい福祉サービス事業所、家族会、行政機関等に加え、公募市民を含む15名以内で構成する組織。

家族会（かぞukai）

障がいのある人や障がいのある児童を家族に持ち、同じ悩みや問題を抱える家族同士がともに集まった自助組織。悩みや問題点を共有し、情報交換を行いながら相互に支援していくセルフケア的機能と障がいのある人や障がいのある児童の社会参加や権利擁護を要望していく社会改善的機能がある。

虐待（ぎゃくたい）

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為を指す。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがある。

行政機関（ぎょうせいきかん）

法律等に基づき、行政事務を担当する機関のこと。国の行政事務を行う「国家機関」と「地方公共団体」の行政事務を行う機関を指す。

共生社会（きょうせいしゃかい）

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人などが、積極的に参加、貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会。

倉敷障がい者就業・生活支援センター

（くらしきしょうがいしやしゅうぎょう・せいかつしえんせんたー）

障害者雇用促進法に基づき、岡山県知事が指定した機関。障がいのある人が身近な地域で働く力を身につける「就労支援」や働くための生活習慣の形成や金銭管理等の「生活支援」に取り組み、また、企業に対しても障がい者雇用に対する不安を少しでも取り除くことができるように働きかけをする機関。

合理的配慮（ごうりてきはいりょ）

障害者権利条約及び障害者基本計画で定義された言葉。障がいのある人が他の人と平等に基本的人権を享受できるよう、周囲の人々が一人ひとりの障がいの特性を考えて、障がいがあることで生じる不利益を解消するための適切な対応や調整を過大な負担がかからない範囲で行うこと。

コーディネーター（こーでいねーたー）

物事が円滑に行われるように、いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめる担当のこと。

コーディネート（こーでいねーと）

相談に応じ、個別の要望に合わせて調整をしたり、そのために必要な関係機関を紹介したりすること。

サ行

児童発達支援センター（じどうはったつしえんせんたー）

発達や運動機能に心配のある児童を対象に相談員、言語聴覚士、心理士、保育士、理学療法士、保健師などの専門の職員が相談及び指導・訓練の療育を行っている施設。

児童福祉法（じどうふくしほう）

基本的には、困窮する子どもの保護、救済とともに、次代を担う全ての子どもが健やかに生まれ心身共に成長をし、等しくその生活が保障されるよう、児童福祉の基盤として位置付けられている。

社会福祉協議会（しゃかいふくしきょうぎかい）

福祉のニーズを持つ人々をはじめとする住民の福祉向上を図るために必要な福祉活動を自主的に進める民間団体であり、社会福祉法に基づき、全国・都道府県・区市町村のそれぞれに組織されている。住民や、福祉施設、福祉団体、福祉に関する行政、ボランティア・市民団体、企業など、公私の福祉関係者が広く参集し、ノーマライゼーションの理念に基づく権利としての福祉の実現を目指して、地域における総合的な福祉の推進を図るためにその活動を展開している。

手話通訳者（しゅわつうやくしゃ）・手話奉仕員（しゅわほうしいん）

手話を用いて聴覚障がいのある人と聴覚障がいのない人とのコミュニケーションの仲介・伝達等を図る人。

障害者基本法（しょうがいしゃきほんほう）

日本における障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定めた法律。

障害者虐待防止センター（しょうがいしゃぎゃくたいぼうしせんたー）

障害者虐待防止法では、虐待を受けている可能性がある障がいのある人を発見した場合の市町村などへの通報義務が規定され、これに伴い、同通報の窓口となるとともに、障がいのある人への虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障がいのある人の迅速かつ適切な保護などを目的に設置された機関。

障がい者雇用率（しょうがいしゃこようりつ）

民間企業及び国や地方公共団体が、それぞれ常用する労働者・職員数に対する障がいのある人の雇用割合。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく制度で、事業主が一定の割合の障がいのある人を雇用する義務を負う。

障害者差別解消支援地域協議会（しょうがいしゃさべつかいしょうしえんちいききょうぎかい）

障害者差別解消法に基づき組織することができる協議会で、障がい福祉関係機関が、障がい者差別に関する相談事例等の情報の共有・協議を通じて、障がい者差別の解消のための取り組みを主体的に行うネットワーク。

障害者自立支援法（しょうがいしゃじりつしえんほう）

身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人に対する福祉サービスを一元化することや、利用者負担などを定めた法律。

障害者総合支援法（しょうがいしゃそうごうしえんほう）

障がい者にとってより平等かつ公平な社会となるよう、障害者自立支援法に代わる新たな方向性として平成 25 年(2013 年)4月に施行された法律。

障害者手帳（しょうがいしゃてちょう）

一定の障がいを持つ人に対して発行される「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を指す。

障がい福祉サービス（しょうがいふくしサービス）

利用者自らサービスを選択し、契約により居宅及び施設で利用できるサービス(費用は原則1割負担)のこと。

自立支援医療（じりつしえんいりょう）

心身の障がいを除去・低減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、障害者総合支援法で規定される。育成医療・更生医療・精神通院医療で構成されており、育成医療・更生医療は市町村が、精神通院医療は都道府県が実施している。

身体障がい（しんたいしょうがい）

目や耳、手足、内臓などに一定程度以上の永続する障がいをいう。

身体障害者手帳（しんたいしょうがいしゃてちょう）

身体に一定の障がいを持つ者が、各種の福祉サービスを利用するのに必要な手帳。

スピーカーズ・ビューロー（すぴーかーず・びゅーろー）

精神保健福祉や精神障がいに関する啓発を目的として、精神疾患を経験した当事者が自身の体験を話しながら、正しい知識や態度を地域や社会へ伝えていく活動。

精神障がい（せいしんしょうがい）

精神機能の障がい(精神疾患)のため、長期にわたり日常生活または社会生活に制限を受け、何らかの支援を必要とする状態をいう。

精神障害者保健福祉手帳（せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう）

一定程度の精神障がいの状態にあり、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者を対象に認定する手帳。

成年後見制度（せいねんこうけんせいど）

知的障がいや精神障がい、認知症があること等により、判断能力が不十分な者が不利益を受けないように、法律面や生活面で保護したり支援したりする制度のこと。

相談支援専門員（そうだんしえんせんもんいん）

障がいのある人等の相談やサービスの提供事業者との連絡調整等必要な支援を行う人のこと。また、サービス利用計画の作成をするなど介護支援専門員(ケアマネジャー)と同じような役割も果たす。

夕行

知的障がい（ちてきしょうがい）

心身の発達期(概ね 18 歳まで)に現れた、生活上の適応障がいを伴う知的機能障がいのため、医療、教育、福祉の援助を要する者をいう。

統合保育（とうごうほいく）

障がいのある児童を障がいのない児童と一緒に保育すること。

特定相談支援事業者（とくていそうだんしえんじぎょうしゃ）

障害者総合支援法による計画相談支援及び基本相談支援を行う事業者で市町村が指定するもの。

特別支援学校（とくべつしえんがっこう）

障がいのある人等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。

ナ行

難病（なんびょう）

原因不明、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされている。

農福連携（のうふくれんけい）

農業にとっては担い手や産業化に向けた労働力の確保を、障がいのある人にとっては就労先や工賃の確保を行い、互いにメリットを生み出すことを目的とした連携。具体的には、農家と就労系の障がい福祉サービス事業所との農作業受委託のマッチング支援、特産品生産に係る支援など受注体制強化の取り組み等が考えられる。

ノーマライゼーション（のーまらいぜーしょん）

障がいのある人や高齢者が他の人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方。

八行

発達支援教室（はったつしえんきょうしつ）

障がいのある児童や発達に遅れのある児童へ早期療育することを目的とした教室。

発達支援コーディネーター（はったつしえんこーでいねーたー）

保育所（園）、幼稚園に通う発達に遅れや障がいのある児童の支援を行う人材。

発達障がい（はったつしょうがい）

乳児期から幼児期にかけて発達の「遅れ」や質的な「歪み」、または機能の修得が困難となる心身の障がい。

発達障害者支援法では自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において出現するものとしている。

バリアフリー（ばりあふりー）

高齢者や障がいのある人の歩行、住宅などの出入りを妨げる物理的障がいがなく、動きやすい環境をいう。今日では物理的な障壁を取り除くことだけでなく、制度的、心理的、情報等、障がいのある人を取り巻く生活全般に関連している障壁（バリアー）を取り除く（フリー）ことをいう。

ハローワーク（はろーわーく）

国の厚生労働省が運営する就職支援・雇用促進のための求人・相談・指導等のサービスを提供する施設。

ピアサポート（ぴあさぽーと）

同じような立場・個人的課題を抱える人同士が集まるミーティング形式の活動のこと。

避難行動要支援者（ひなんこうどうようしえんしゃ）

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時に適切な防災行動を取ることが特に困難な人をいう。具体的には、一人暮らしや寝たきりの高齢者、障がいのある人、傷病者、妊産婦、外国人などがあげられる。

福祉的就労（ふくしてきしゅうろう）

就労移行支援サービス、就労継続支援サービスや小規模作業所等において提供される労働の場があり、そこで働くことをいう。自立、更生を促進し、就労または技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えてその自立を助長すること、生きがいをつくることを目的とする。

福祉避難所（ふくしひなんしよ）

地震や豪雨、津波などの災害時に介護の必要な高齢者や障がいのある人などの特別な配慮が必要となる人を一時的に受け入れてケアをする施設。

ヘルプカード（へるぷかーど）

緊急連絡先や必要な援助の内容を記載し、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に援助や配慮を求めるためのカード。

ヘルプシール（へるぷしーる）

障がいのある人が、周囲に理解をしてほしいことや配慮をお願いしたいことをスムーズに伝えるため、身に着けるものに貼って使用するシール。

ヘルプマーク（へるぷまーく）

難病、義足や人工関節を使用している、内部障がい・疾患、視覚・聴覚・発達・知的・精神・高次脳機能障がい、手術後、認知症、妊娠初期等の外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマーク。

保健所（ほけんしよ）

地域住民の健康や衛生を支える公的機関の一つのこと。医師や保健師等を置き、衛生思想の普及・向上、栄養の改善、衛生の指導、病気の予防等を行う。

補装具（ほそうぐ）

身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替するために、障がい個別に対応して設計・加工された同一製品を継続的に使用するもの。（但し、医師の処方が必要である。）

マ行

民生委員（みんせいいいん）

民生委員法に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場になって相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として市町村の区域に配置されている民間の奉仕者である。民生委員は児童委員を兼ねる。

ヤ行

ユニバーサルデザイン（ゆにばーさるでざいん）

はじめからバリアをつくらず、障がいの有無や年齢などに関わらず誰にとっても利用しやすいような配慮のもとに、「まちづくり」や「ものづくり」を考案・設計しようとする考え方。

要約筆記者（ようやくひっきしゃ）

言葉や音の情報を紙に書いて耳が不自由な人に情報を伝える人のこと。

ラ行

ライフステージ（らいふすてーじ）

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

療育（りょういく）

障がいのある児童が社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のこと。

療育手帳（りょういくてちょう）

知的に発達の遅れがあるため、社会生活に適応が難しいと判定された知的障がいのある人に交付される手帳。療育手帳は全国共通の制度ではなく、運用は自治体によって違う。

朗読奉仕員（ろうどくほうしん）

目が不自由な人に、声に出して詩や文章などを読んで聞かせる人のこと。

第5次笠岡市障がい者福祉計画

笠岡市障がい福祉計画（第7期）

笠岡市障がい児福祉計画（第3期）

令和6年（2024年）3月発行

発行：笠岡市 健康福祉部 地域福祉課

住所：〒714-8601

岡山県笠岡市中央町1番地の1

TEL：0865-69-2133 FAX：0865-69-2182